

市民意見公募（パブリックコメント）資料

米子市障がい者支援プラン 2024 (素案)

令和6年1月

米子市

目 次

第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要

1	米子市障がい者支援プラン2024について	1
2	支援プラン2024の構成及び位置づけ	2
3	計画期間及び構成	6
4	基本的な考え	7
5	「障がいのある人」・「障がいのある児童」とは	8
6	支援プラン2024を策定するために行ったこと	10
	(1) 米子市障がい者計画等策定委員会の設置	10
	(2) 当事者団体等からの聞取りの実施	10
	(3) パブリックコメントの実施	10
7	支援プラン2024の推進体制	11
8	計画の実施状況の管理体制	11

第2部 障がいのある人の現状

1	障害者手帳所持者数の状況	12
2	身体障がいのある人の状況	13
3	知的障がいのある人の状況	16
4	精神障がいのある人の状況	17
5	障がいのある児童の状況	18
6	障がいのある人の雇用状況	21
7	米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画の実施状況	23
8	「障がい福祉サービス」等の給付実績の状況	29
	(1) 障がい福祉サービスの利用状況	29
	(2) 障がい児福祉サービスの利用状況	35
	(3) 子ども・子育て支援等	36
	(4) 地域生活支援事業の状況	37
	(5) その他の事業	38

第3部 第2期米子市障がい者計画

1	概要	39
2	計画期間	39
3	基本的な考え	40
4	基本的な視点	42
5	分野別の取組	44
	(1) 安心・安全な生活環境の整備	44
	(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	47

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進	49
(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	51
(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	53
(6) 保健・医療の推進	57
(7) 行政サービス等における配慮	59
(8) 雇用・就業、経済的自立の支援	61
(9) 教育の充実	63
(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援	65

第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画

1 概要	67
2 作成する目的・基本的な考え方	68
3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系	70
4 3年後(令和8年度)の目標値の設定	72
(1) 施設入所者の地域生活への移行	72
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3) 地域生活支援拠点の充実	75
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	77
(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等	79
(6) 相談支援体制の充実・強化等	81
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上	82
5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	83
(1) 訪問系サービス(介護給付)	83
(2) 日中活動系サービス(介護給付・訓練等給付)	85
(3) 居住系サービス(介護給付・訓練等給付・地域生活支援拠点等)	89
(4) 相談支援	91
(5) 発達障がい者等に対する支援	93
(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	94
(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組	95
(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	97
6 障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策	98
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援	98
(2) 子ども・子育て支援等	101
7 地域生活支援事業	102

第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要

1 米子市障がい者支援プラン2024について

米子市では、「米子市障がい者計画」（計画期間：平成27年度～令和5年度）及び「米子市障がい福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）、「米子市障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）の三つの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン2018」（以下「支援プラン2018」という。）を平成29年度に策定し、さらにその3年後には、この間における社会情勢の変化及び国における障がいのある人に関わる法制度の改正等、障がい福祉施策を取り巻く状況の変化を反映した支援プラン2021（以下「支援プラン2021」という。三つの計画とも終期は令和5年度）を策定、障がいのある人が住み慣れた地域で、自立し、地域社会の一員として社会参加することができる「共生社会」の実現を目指し、障がい福祉施策を推進してきました。

このたび、支援プラン2021が計画期間の終期を迎えることとなったため、必要な見直しを行うとともに新たな項目を設定し、これらの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン2024」（以下「支援プラン2024」という。）を策定しました。

今後は、この支援プラン2024に基づき、国の法改正の動向や本市における障がいのある人の実態やニーズ、施策の課題等を踏まえながら、障がいがある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【近年の関係法令等の状況】

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月）
 - ・「市町村障害児福祉計画」の作成を義務付け
- 障害者による芸術文化活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月）
 - ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするもの
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行（令和元年6月）
 - ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律の施行（令和3年4月）
 - ・地域共生社会の実現を図るため、必要な措置を講ずるもの
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4年5月）
 - ・障がい有無を問わず誰もが同じように情報を受け取ることができる環境整備を行う
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（令和6年4月）
 - ・合理的配慮の提供について、令和6年4月以降、民間企業においても実施義務化

2 支援プラン 2021 の構成及び位置づけ

この支援プラン 2024 は、法律に基づいて策定することになっている次の計画から構成されています。

(1) 第 2 期米子市障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「市町村障害者計画」

(2) 第 7 期米子市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に規定する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標などに関する「市町村障害福祉計画」

(3) 第 3 期米子市障がい児福祉計画

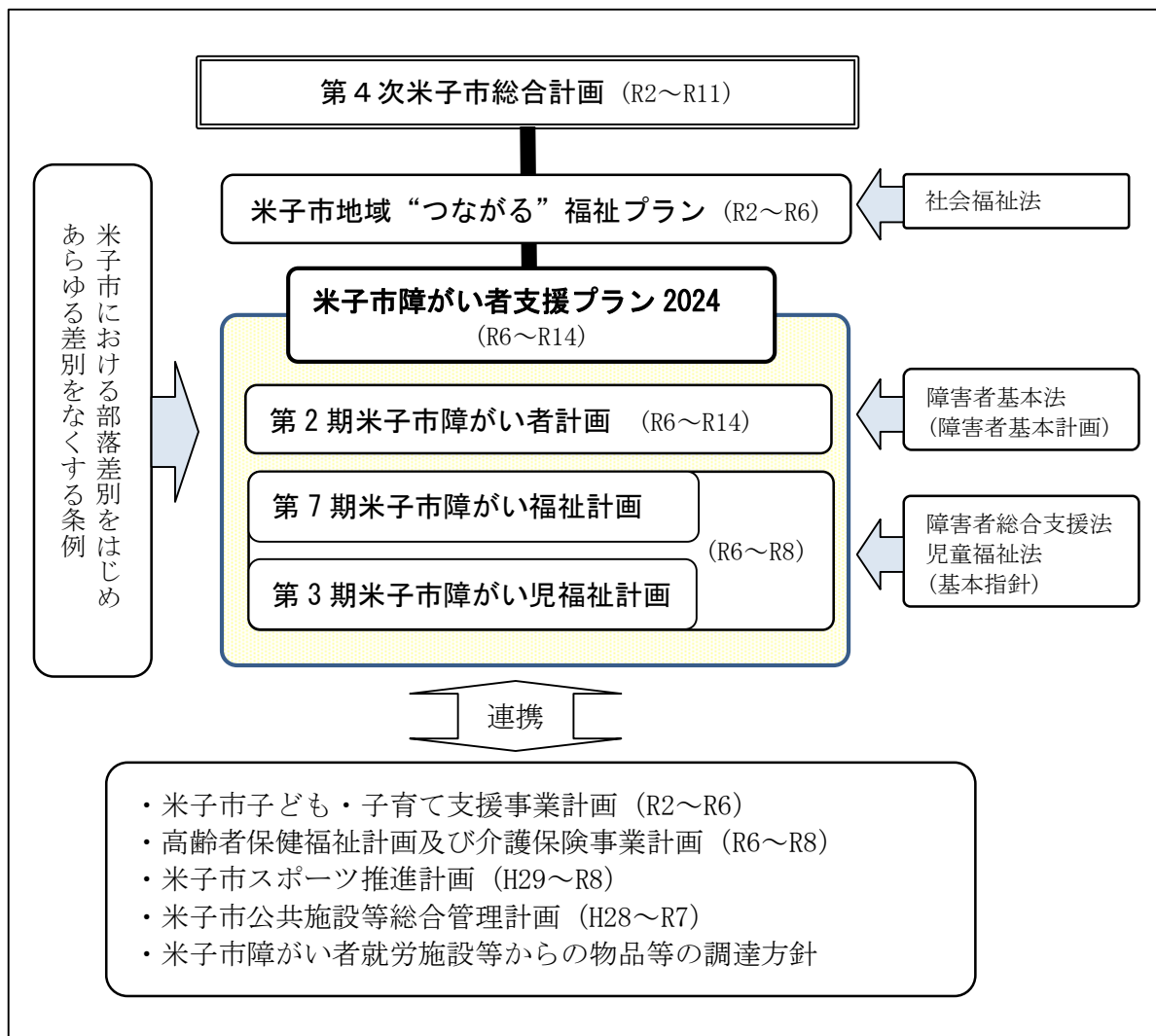
児童福祉法第 33 条の 20 に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標などに関する「市町村障害児福祉計画」

「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」は、各根拠法において一体のものとして作成することができるため、本市でも一体のものとして作成します。

支援プラン 2024 を構成するこれらの計画は、障害者基本法第 11 条に基づき政府が策定する「障害者基本計画」、障害者総合支援法第 87 条に基づき厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下、「基本指針」という。）の一部改正（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）及び鳥取県が策定する「鳥取県障がい者プラン」の内容を踏まえるものとします。

また、本市のまちづくりの方向性を示す「第 4 次米子市総合計画」及び社会福祉法に基づく「米子市地域“つながる”福祉プラン」を上位計画とし、関連する各分野の計画との整合性を図ります。

図1 計画の位置づけ



【参考】

各計画の根拠となる法令

○障害者基本法（抄）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 [省略]

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 [省略]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に

基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉法（抄）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の

確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画期間及び構成

(1) 第2期米子市障がい者計画

令和6年度から令和14年度までの9年間の計画です。

本市における障がい者施策の「基本的な考え」及び「基本的な視点」を示すとともに、10項目の分野別の取組を示しています。

(2) 第7期米子市障がい福祉計画

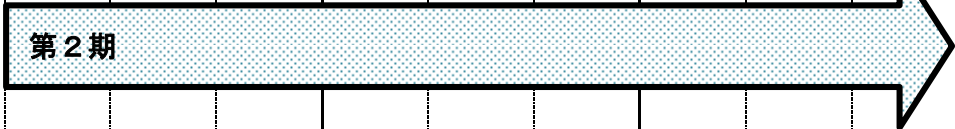
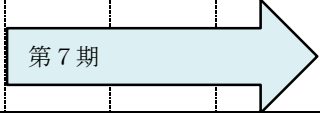

障がい者計画の期間を3年ごとに区切った計画です。

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

米子市障がい者計画に掲げる本市の障がい者施策の基本的な方向性、国の基本指針で示された基本理念及び本市の実情を踏まえ、3年後(令和8年度)の目標値を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策を掲げています。

(3) 第3期米子市障がい児福祉計画

障がい福祉計画と一体のものとして、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画 (障害者基本法)									
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)									
障がい児福祉計画 (児童福祉法)									

4 基本的な考え

障がい者計画策定の根拠である障害者基本法は、国が批准した障害者権利条約の理念に基づく法律です。

障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と定められており、このような社会の実現を目指していかなければなりません。

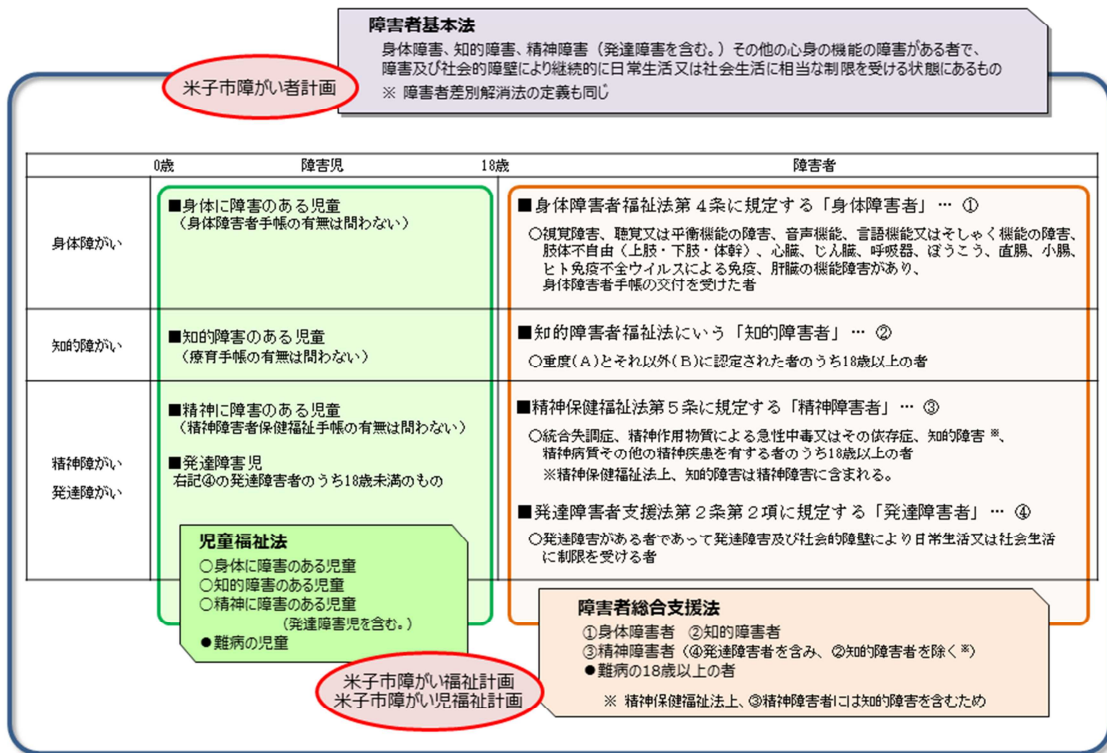
支援プラン2024では、「米子市障がい者計画」において、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、福祉、教育、医療、雇用など、各分野における支援を充実するとともに、障がいのある人の社会参加を制約しているさまざまな社会的障壁を取り除くため、本市が取り組むべき基本的な方向性を定めます。

その上で、「第7期米子市障がい福祉計画」及び「第3期米子市障がい児福祉計画」において、障がいのある人の生活支援に係る具体的な施策である障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施を確保するための目標値について定めることとします。

5 「障がいのある人」・「障がいのある児童」とは

支援プラン 2024 を構成する各計画の根拠となる法令には、それぞれの法令が対象とする「障害者」及び「障害児」の範囲が定められています。

「障害者」「障害児」に係る関係法令の整理図



【参考】

根拠となる法律及び関係法令の規定

○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障

害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○身体障害者福祉法（抄）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

○知的障害者福祉法

※知的障害者福祉法に知的障害者を定義する規定はない。

- ・「療育手帳」制度は、国の「療育手帳制度要綱」に基づき都道府県知事が実施。
- ・「知的障害者」は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された者

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害のうち18歳未満のものをいう。

6 支援プラン 2024 を策定するために行ったこと

(1) 米子市障がい者計画等策定委員会の設置

支援プラン 2024 の策定等のため、学識経験者をはじめ、障がい福祉に関わる行政機関、当事者団体、関係機関及びサービス提供事業者の代表、並びに市民からの公募者から、14 名の方を策定委員として委嘱し、米子市障がい者計画等策定委員会を設置しました。

策定委員会は、令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月までの間に、5 回開催しました。

※策定委員及び開催経過は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

(2) 当事者団体等からの聞き取りの実施

令和 4 年 12 月から令和 5 年 1 月にかけて、本市で活動する 14 の当事者団体などから、障がいのある人の現状やニーズの聞き取りを行いました。

聞き取りによって把握した、障がいのある人や児童の障がい福祉サービス等の利用に係る意見やニーズ、また、障がいのある人や児童を支える家族を含めた生活の中での困り事、要望などの意見については、障がい者計画の分野別の取組、また障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるサービスの見込量等の作成の参考にしました。

※聞き取りの実施内容及び結果等の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

支援プラン 2024 の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を、令和 6 年 1 月 18 日から令和 6 年 2 月 16 日に実施しました。

パブリックコメントでは、〇人の方から〇件のご意見をいただき、市の考え方及び対応方針を米子市ホームページで公表するとともに、対応方針に基づき支援プラン 2024 への反映を行いました。

※パブリックコメントの実施方法及び結果等の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

7 支援プラン 2024 の推進体制

障がい者施策は、福祉、保健、医療のみでなく、教育や雇用など障がいのある人が社会生活のなかで関わるあらゆる分野と深く関係しているため、全庁的な取組として、総合的に計画を推進していきます。

支援プラン 2024 の推進のためには、市民はもちろんのこと、国、県、医療機関、関係団体、企業やサービス提供事業者の理解と協力が不可欠ですので、さらなる連携を図っていきます。

8 計画の実施状況の管理体制

本市では、支援プランの実施状況等を確認するため「米子市障がい者計画等推進委員会」を設置しています。

毎年度、支援プラン 2024 の実施状況の把握、点検及び検証を行い、施策及び事業の適切な実施に努めます。

第2部 障がいのある人の現状

1 障害者手帳所持者数の状況

米子市における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、次のようになっています。

(1) 米子市の人口

令和5年3月31日における米子市の人口は145,348人（住民基本台帳）です。

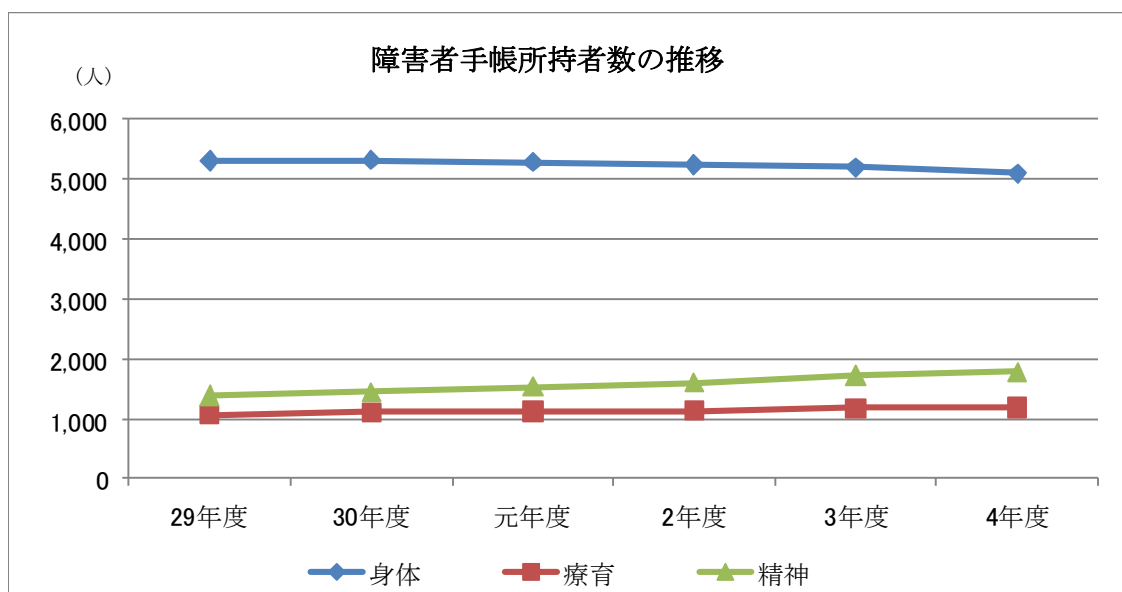
(2) 障害者手帳所持者数の状況

令和5年3月31日における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、8,082人で、総人口に占める割合は5.56%です。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体	5,314	5,323	5,288	5,249	5,205	5,105
療育	1,066	1,107	1,118	1,137	1,178	1,192
精神	1,392	1,446	1,534	1,601	1,723	1,785
合計	7,772	7,876	7,940	7,987	8,106	8,082

(各年度の3月31日現在の人数)



2 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度では5,105人となっています。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数※	5,314	5,323	5,288	5,249	5,205	5,105

※本市に住民票がある身体障害者手帳の交付を受けている者と児童の数（年度中の転出者・死亡者は含まない）

(2) 身体障害者手帳所持者の等級別の数

身体障害者手帳の等級別の所持者は、割合で比べると令和2年度から大きな変化はありません。

1級、2級を合わせた重度の割合は、令和4年度では50.8%と約半数を占めています。

(人)

	2年度	3年度	4年度
1級	1,930 (36.8%)	1,901 (36.5%)	1,889 (37.0%)
2級	728 (13.9%)	722 (13.9%)	705 (13.8%)
3級	763 (14.5%)	779 (15.0%)	754 (14.7%)
4級	1,196 (22.8%)	1,172 (22.5%)	1,142 (22.3%)
5級	293 (5.6%)	284 (5.5%)	265 (5.1%)
6級	339 (6.4%)	347 (6.7%)	350 (6.8%)
合計	5,249	5,205	5,105

(3) 主な障がいの種類別身体障害者手帳所持者の数

主な障がいの種類別の身体障害者手帳の所持者数について、全体の割合をみると、大きな変化はありません。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視 覚	341 (6.4%)	334 (6.3%)	339 (6.5%)	345 (6.6%)	353 (6.8%)	348 (6.8%)
聴覚平衡機能	407 (7.7%)	412 (7.7%)	409 (7.8%)	422 (8.0%)	437 (8.4%)	432 (8.4%)
音声言語機能	65 (1.2%)	67 (1.3%)	63 (1.3%)	62 (1.2%)	61 (1.2%)	61 (1.2%)
肢体不自由	2,900 (54.6%)	2,853 (53.6%)	2,781 (52.4%)	2,701 (51.5%)	2,604 (50.0%)	2,527 (49.5%)
内 部 ※	1,601 (30.1%)	1,657 (31.1%)	1,696 (32.0%)	1,719 (32.7%)	1,750 (33.6%)	1,737 (34.0%)
合 計	5,314	5,323	5,288	5,249	5,205	5,105

※内部：心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がい

(4) 自立支援医療（更生医療）の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視 覚	0	0	0	0	0	0
聴覚平衡機能	0	0	0	0	0	0
音声言語機能	1	1	1	1	2	2
肢体不自由	3	2	0	0	0	1
内 部 ※	497	498	508	521	550	838
合 計	501	501	509	522	552	841

※内部：心臓・腎臓(人工透析・腎移植後の免疫抑制療法)・肝臓(肝移植後の免疫抑制療法)・免疫不全への免疫療法

(5) 自立支援医療（育成医療）の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視 覚	2	3	1	2	3	2
聴覚平衡機能	3	1	1	1	0	0
音声言語機能	25	12	10	11	14	8
肢体不自由	11	12	12	11	10	9
内 部 ※	41	26	20	17	13	15
合 計	82	54	44	42	40	34

※内部：心臓・腎臓(人工透析・腎移植後の免疫抑制療法)・肝臓(肝移植後の免疫抑制療法)・免疫不全への免疫療法

3 知的障がいのある人の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、令和4年度では1,192人となっています。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
療育手帳A	323	338	334	334	339	337
療育手帳B	743	769	784	803	839	855
合計	1,066	1,107	1,118	1,137	1,178	1,192

※本市に住民票がある療育手帳の交付を受けている者と児童の数（年度中の転出者・死亡者は含まない）

4 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度では1,785人となっています。等級別の割合は、ほぼ横ばいで、2級が全体の約7割を占めています。

(人)

等級	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1級	172 (12.4%)	164 (11.3%)	160 (10.4%)	162 (10.1%)	162 (9.4%)	149 (8.3%)
2級	1,075 (77.2%)	1,114 (77.1%)	1,176 (76.7%)	1,204 (75.2%)	1,275 (74.0%)	1,311 (73.4%)
3級	145 (10.4%)	168 (11.6%)	198 (12.9%)	235 (14.7%)	286 (16.6%)	325 (18.2%)
合計	1,392	1,446	1,534	1,601	1,723	1,785

※本市に住民票がある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と児童の数（年度中の転出者・死亡者は含まない）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の状況

自立支援医療（精神通院医療）を受けている人は、令和4年度は5,506人となっています。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者証 交付者数	3,446	3,677	4,048	4,112	4,085	5,506

5 障がいのある児童の状況

(1) 特別支援学級等の状況

① 小学校における特別支援学級に在籍する児童の状況（毎年度5月1日現在の在学数）

ア 児童数

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全児童数	8,002	7,986	7,976	7,927	7,899	7,840
在籍児童数	210	215	239	269	275	285

イ 状況別児童数、特別支援学級数

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
肢 体	2	2	4	4	4	5
知 的	77	78	67	73	74	74
病 弱	7	7	9	5	8	10
難 聴	1	3	5	4	6	6
自閉・情緒	123	124	154	183	182	187
弱視		1			1	3
合 計	210	215	239	269	275	285
特別支援学級数	59学級	60学級	68学級	69学級	76学級	80学級

② 中学校における特別支援学級に在籍する生徒の状況（毎年度5月1日現在の在学数）
（米子市日吉津村組合立箕蚊屋中学校を含む）

ア 生徒数

（人）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全生徒数	4,185	4,025	4,016	3,997	3941	4,027
在籍生徒数	94	106	119	117	137	137

イ 状況別生徒数、特別支援学級数

（人）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
肢 体	2	2	0	0	1	2
知 的	39	40	44	40	42	34
病 弱	4	3	4	5	10	7
難 聴	1	0	0	1	2	2
自閉・情緒	48	61	70	70	81	92
弱 視			1	1	1	0
合 計	94	106	119	117	137	137
特別支援学級数	33学級	33学級	33学級	34学級	37学級	35学級

③ 発達障がいの診断を受けている児童・生徒の状況

（人）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学校	435	456	472	532	469	453
中学校	234	257	262	286	293	276
合 計	669	713	734	818	762	729

※特別支援学級以外の児童・生徒を含む

④ 通級指導を受けている児童・生徒の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学校 (ことば)	18	21	21	22	20	22
小学校 (まなび)	100	120	119	106 (待機 20)	104 (待機 13)	116 (待機 8)
中学校	24	33	33	47	49 (待機 13)	45 (待機 2)

6 障がいのある人の雇用状況

ハローワーク米子管内(米子市・境港市・西伯郡・日野郡)の障がいのある人の就職件数の推移です。

(1) 身体障がいのある人

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	119人	126人	86人	130人	110人	114人
紹介件数	206人	161人	167人	147人	180人	157人
就職件数	64人	75人	70人	57人	64人	67人

(2) 知的障がいのある人

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	72人	86人	62人	87人	80人	89人
紹介件数	90人	94人	70人	70人	81人	93人
就職件数	54人	62人	77人	47人	57人	63人

※元年度の就職件数が紹介件数を上回っているのは、30年度中に紹介を受けた結果、元年度の就職となった方が多くあったためです。

(3) 精神障がいのある人

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	287人	288人	221人	281人	309人	334人
紹介件数	500人	593人	419人	495人	564人	666人
就職件数	165人	203人	171人	170人	188人	231人

(4) その他（発達障がい、難病等）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	39人	58人	47人	90人	65人	36人
紹介件数	90人	72人	73人	130人	98人	49人
就職件数	24人	29人	29人	63人	47人	23人

※2年度実績は、発達障がいのある方の増加によるものです。

7 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画の実施状況

米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）で設定した目標値の進捗状況は、次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 本市の目標値と実績

	令和5年度末の目標値		令和4年度末現在	
	地域生活への移行	施設入所者の削減	地域生活への移行	施設入所者の削減
令和元年度末 施設入所者数 158 人	10 人	3 人	3 人	8 人
	(6.3%)	(1.9%)	(1.9%)	(5.1%)

② 取組状況

令和4年度末現在の施設入所者数は150人と、令和元年度末から8人減少しました。これは地域生活への移行のほか、死亡などによるものです。

令和4年度、本市では、市施設入所者の地域生活への移行を進めるため、市内入所施設の職員等から現状の聞き取りなどを実施しました。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 本市の目標値

精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。

② 取組状況

精神病床からの退院と地域移行の取組については、基幹相談支援センターにおいて、鳥取県や医療機関、関係事業所とともに進めており、令和4年度は2人が地域生活へ移行しました。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 本市の目標値

令和2年度に整備した生活支援拠点について、年1回以上、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討を行います。

② 取組状況

令和4年度末現在、地域生活支援拠点については、緊急時の受け入れ及び対応を行う短期入所の機能がありますが、運用状況の検証及び検討については実施できていません。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 本市の目標値と実績

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

	目標値	実績
	令和5年度	令和4年度
就労移行支援事業所等を通じて一般就労した人数	年間 27 人	年間 26 人
就労移行支援	-	年間 15 人
就労継続支援 A 型	-	年間 2 人
就労継続支援 B 型	-	年間 9 人

※令和3～5年度について、サービスごとの目標値は設定していません。

イ 就労定着支援事業の利用者

	目標値	実績
	令和5年度	令和4年度
就労定着支援事業の利用者数	年間 19 人 (27 人のうち 7 割)	年間 18 人 (26 人のうち 7 割)

ウ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率¹

	目標値	実績
	令和5年度	令和4年度
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	全体の7割以上	全体の3割以上

② 取組状況

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

就労移行支援事業所を中心に、就労継続支援 B 型についても一般就労を目指す人への支援が進んでいます。

イ 就労定着支援事業の利用者

就労移行支援事業の利用後に一般就労した人を中心に、就労定着支援事業の利用が進んでいます。

¹ 就労定着率/過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

ウ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率

令和4年度末現在、市内に就労定着支援事業所は3事業所あり、いずれも就労定着率は60%以上でした。

(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

① 本市の目標値

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和2年度現在、市内に児童発達支援センターは2事業所、保育所等訪問支援は1事業所あります。

児童発達支援センターを中核とした地域での支援体制を推進するとともに、障がいのある児童が地域の保育所等で支援を受けることができるよう、保育所等訪問支援の充実に引き続き取り組みます。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○児童発達支援事業所

令和5年度末までに少なくとも一つ設置し、身近な地域で利用できる体制の整備を目指します。

○放課後等デイサービス事業所

令和2年度現在、市内に1事業所ありますが、利用ニーズを踏まえ、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

ウ 医療的ケア児²の支援体制の確保

○協議の場

令和元年度に、西部圏域で設置しました。

○医療的ケア児等に関するコーディネーター

市内の相談支援事業所等にコーディネーターが配置されています。

なお、市役所内には米子市障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員をはじめ、関係課に2名のコーディネーターがいます。

② 取組状況

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和4年度末現在、市内に児童発達支援センターは2事業所、保育所等訪問支援事業所は3事業所あります。

保育所等訪問支援は令和2年度から2事業所増え、障がいのある児童が地域の保育所等で支援を受けることができる体制整備が進みました。

² 医療的ケア児／医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○児童発達支援事業所

令和4年度現在、2事業所で重症心身障がい児の受入れ可能な体制があります。

○放課後等デイサービス事業所

令和4年度現在、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内に1事業所あり、他に2事業所で受入れ可能な体制があります。

ウ 医療的ケア児の支援体制の確保

鳥取県西部障害者自立支援協議会の「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」において、関係機関と連携を図っています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、市内の相談支援事業所等に配置されているとともに、市役所内には関係課に4名のコーディネーターがいます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 本市の目標値

米子市障がい者基幹相談支援センターを中心として、窓口での相談体制を充実させるとともに、地域の相談支援事業所との連携を深め、本市の相談支援の充実と体制強化に取り組みます。

② 取組状況

米子市障がい者基幹相談支援センターを地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制を整備し、本市の相談支援の充実と体制強化に取り組みました。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

① 本市の目標値

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、下記の取組を行います。

○市職員は、障がいへの理解だけでなく、障がいのある人への支援についての認識と障がい福祉サービス等への理解を深めるため、相談支援従事者研修など各種の専門的研修について積極的に受講します。

○過誤請求の具体例等について、サービス提供事業所や相談支援事業所等と共有することにより、サービスの提供基準の理解に基づく、適正な請求事務を促進します。

○障害福祉サービスの提供実態の把握に努め、適切なサービス提供に資する情報発信等、サービスの質の向上を図るための取組を推進します。

② 取組状況

市職員が相談支援従事者研修等を積極的に受講し、障がいのある人への支援についての認識と障がい福祉サービス等への理解を深めました。

一方、適正な請求事務の促進やサービスの質の向上を図るための取組については十分に行うことができていません。

8 「障がい福祉サービス」等の給付実績の状況

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

① 訪問系サービス（介護給付）

人＝月間の利用人数
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	283 人	321 人	350 人	321 人	383 人	320 人
	5,943 時間	5,868 時間	6,293 時間	5,648 時間	6,725 時間	5,462 時間
重度訪問介護	7 人	9 人	11 人	10 人	12 人	13 人
	1,709 時間	2,257 時間	2,361 時間	2,551 時間	2,459 時間	2,529 時間
行動援護	36 人	33 人	35 人	34 人	37 人	39 人
	858 時間	1,012 時間	1,084 時間	1,109 時間	1,156 時間	1,134 時間
重度障害者等 包括支援	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	65 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	33 人	19 人	24 人	20 人	25 人	21 人
	410 時間	198 時間	291 時間	195 時間	303 時間	201 時間

訪問系サービスの実績について、令和3年度と令和4年度を比較すると、利用人数は、ほぼ同じとなっています。

一方で、提供時間数は、居宅介護と重度訪問介護で減少しており、ヘルパーの人材不足などの理由により、希望する時間に利用できないなど、ニーズを満たせていないことが影響しているものと考えられます。

② 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

【介護給付】

人＝月間の利用人数
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	313人	314人	333人	311人	352人	319人
	5,943人日	5,975人日	6,713人日	5,943人日	7,520人日	5,936人日
療養介護	26人	20人	21人	19人	21人	18人
短期入所 (福祉型)	61人	61人	73人	72人	85人	78人
	479人日	376人日	438人日	456人日	510人日	481人日
短期入所 (医療型)	27人	10人	11人	11人	13人	13人
	189人日	61人日	58人日	66人日	61人日	77人日

【訓練等給付】

人＝月間の利用人数
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立訓練 (機能訓練)	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	12人日	0人日	12人日	0人日	12人日	0人日
自立訓練 ※1 (生活訓練)	20人	27人	26人	37人	32人	57人
	392人日	484人日	449人日	567人日	482人日	875人日
就労移行支援	26人	30人	35人	27人	38人	34人
	429人日	459人日	516人日	8	561人日	523人日
就労継続支援 A型	131人	121人	108人	99人	108人	106人
	2,638人日	2,271人日	2,086人日	1,906人日	2,086人日	2,009人日
就労継続支援 B型	593人	641人	689人	654人	689人	664人
	10,094人日	10,966人日	11,713人日	11,001人日	11,713人日	10,955人日
就労定着支援	1人	4人	9人	5人	13人	11人

※1 自立訓練(生活訓練)には、自立訓練(宿泊型訓練)を含む。

日中活動系サービスのうち介護給付では、短期入所（福祉型）の利用者が増加しています。近年、グループホームに併設型の短期入所の事業所が増えたことにより、提供体制が整備されたためと考えられます。

訓練等給付では、いずれも利用実績が増加しています。

自立訓練（生活訓練）は、令和4年度に新たに2つ事業所が増えたこと、また、就労移行支援は、サービスの認知の高まりと事業所での支援内容の充実により、利用希望が多くなった結果と思われます。

また、就労継続支援A型は、令和3年度に事業所の閉鎖があったため利用者が減少しましたが、令和4年度に西部圏域で事業所の新規開設があったため、利用者は増加傾向にあります。

就労継続支援B型については、令和2年10月から令和4年3月末まで、地域の実情に即した提供体制となるよう新規指定や定員増を制限する取組が試行的に行われましたが、令和4年4月からは、新たな取組として、西部圏域において新規に事業所の開設または定員増を計画している事業者は、指定申請に当たり事業計画書や市町村の意見書の添付が必要となる取組が始まっています。

その結果、令和4年度に新たな開設や定員を増加した事業所はありませんでしたが、依然として、市内の事業所の定員の合計は、利用者数の実績を上回っている実態があります。

③ 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

人＝月間の利用人数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立生活援助	1人	6人	7人	9人	9人	8人
共同生活援助 (グループホーム)	160人	159人	173人	159人	181人	167人
施設入所支援	163人	156人	154人	154人	151人	150人

居住系サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）は、令和4年度に市内で5事業所（定員25人）が増え、利用者も増加しました。

近年、日中サービス支援型のグループホームの開設が相次いでおり、重度の障がいのある方にも対応した施設が増えていますが、一方で、グループホームの大規模化が進んでいる現状もあります。

④ 相談支援

人＝月間の利用人数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	360人	355人	413人	377人	479人	422人
地域移行支援	4人	0人	5人	0人	8人	1人
地域定着支援	3人	0人	2人	0人	3人	0人

相談支援のうち計画相談支援については、サービスの利用希望者の増加に伴い実績も増加しています。

市内の相談支援事業所の相談支援専門員の不足により、障がい福祉サービスの利用を希望される方が、速やかなサービス利用に支障が出ている実態を踏まえ、本市では、障がい者支援課に相談支援専門員を配置し、サービス等利用計画の作成支援を行うとともに、令和4年度から相談支援事業所の新規立ち上げや相談員の増員を行った事業所に対して、人件費の補助する事業を鳥取県と協調して行いました。

その結果、本市を含めた圏域で相談支援専門員が増加したことにより、相談支援体制は整いつつあります。

⑤ 発達障がい者等に対する支援

事項	4年度	
	見込量	実績
ペアレントトレーニング ³ やペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数等 ^{※1}	40人	15人
ペアレントメンター ⁴ の人数 ^{※2}	17人	17人
ピアサポートの活動への参加人数 ^{※3}	14人	15人

※1 米子市子ども相談課及び児童発達支援センターあかしやにおいて実施しているペアレントトレーニング講座の受講者数

※2 ペアレントメンターの数、ペアレントメンター鳥取に登録している市内のペアレントメンターの数

※3 発達障がいのある人等に対するピアサポートの活動は、当事者やその家族の団体において実施されているもののうち、本市で把握している活動状況等から参加人数を算出（年間参加実人数）

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	4年度	
	見込量	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 [※]	2回	0回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	0回
精神障がいのある人の地域移行支援	7人	4人
精神障がいのある人の地域定着支援	3人	0人
精神障がいのある人の共同生活援助	55人	61人
精神障がいのある人の自立生活援助	8人	13人

※精神障がい者地域移行推進会議（代表者会議）及び精神障がい者地域移行連絡会（実務者会議）の回数。令和2年度から令和4年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を中止

³ ペアレントトレーニング／保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと

⁴ ペアレントメンター／自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと

⑦ 相談支援体制の充実・強化のための取組

事項	4年度	
	見込量	実績
総合的・専門的な相談支援体制の有無	有	有
地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ^{※1}	184件	178件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ^{※2}	30人	0人
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ^{※3}	24回	24回

※1 米子市障がい者基幹相談支援センターにおける実績件数

※2 鳥取県西部9市町村で共同実施している相談支援促進研修事業の実績

※3 鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会の開催実績

⑧ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

事項	4年度	
	見込量	実績
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 [※]	5人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する体制の有無及び実施回数	有 2回	無

※ 本市担当課職員の研修受講者数

(2) 障がい児福祉サービスの利用状況

人＝月間の利用人数
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	64人	66人	62人	77人	66人	92人
	601人日	640人日	623人日	746人日	657人日	793人日
医療型児童発達支援	18人	3人	12人	3人	14人	6人
	63人日	13人日	49人日	14人日	52人日	25人日
居宅訪問型児童発達支援	4人	0人	1人	0人	2人	0人
	28人日	0人日	7人日	0人日	14人日	14人日
放課後等デイサービス	210人	227人	232人	246人	240人	272人
	2,611人日	3,080人日	3,177人日	3,349人日	3,288人日	3,624人日
保育所等訪問支援	6人	0人	2人	2人	2人	4人
	12人日	0人日	2人日	2人日	2人日	4人日
障害児相談支援	80人	79人	95人	94人	109人	96人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーター※1	1人	29人	35人	33人	41人	39人

※1 医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターの実績人数は、市内事業所等に在籍するコーディネーター養成研修修了者数を計上

障がい児福祉サービスの利用実績は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が大きく増加し、見込量を超えています。

医療的ケア児等コーディネーターは、本市職員をはじめ市内の相談支援事業所等の相談支援専門員等が養成研修を受講し、修了者の配置が進んでいます。

(3) 子ども・子育て支援等

人＝月間の利用人数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
第1号認定（幼稚園等）	48人	25人	44人	32人	43人	25人
第2号認定（保育所等）	388人	141人	360人	112人	356人	113人
第3号認定（保育所等）	17人	6人	15人	13人	15人	7人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	146人	94人	142人	97人	142人	106人

保育所、幼稚園、認定こども園においては、障がいの診断を受けている児童のほか、見守りが必要な児童の受け入れ体制を整えており、待機児童はいません。

一方、放課後児童健全育成事業においては、実績が見込み量を下回っているものの、待機児童が発生しています。

(4) 地域生活支援事業の状況

【必須事業】

サービス名		2年度		3年度		4年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援	事業所数	5か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	未実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2人	1人	5人	5人	6人	5人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件数/年	1,400件	1,250件	1,452件	1,078件	1,452件	1,059件
要約筆記者派遣事業	件数/年	28件	19件	48件	18件	48件	46件
手話通訳者設置事業	設置者数	1人	3人	3人	2人	3人	2人
日常生活用具給付等事業	件数/年	3,879件	3,946件	4,338件	3,864件	4,771件	4,166件
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	55人	23人	60人	23人	60人	23人
移動支援事業	実利用者数	165人	204人	218人	208人	220人	190人
	延べ利用時間数	16,370時間	9,737時間	12,821時間	9,539時間	12,949時間	9,085時間
地域活動支援センター	事業所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
	実利用者数	140人	149人	153人	124人	153人	140人

【その他の事業】

サービス名		2年度		3年度		4年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時 支援事業	実利用者 数	111人	118人	155人	112人	161人	94人
	延べ 利用日数	10,527日	9,454日	10,504日	9,046日	11,066日	7,623日
訪問入浴 サービス	利用者数 /年	2人	2人	2人	2人	2人	3人

地域生活支援事業のうち、相談支援事業（障害者相談支援）については、市内の4つの相談支援事業所に委託して実施しています。

移動支援事業及び日中一時支援事業については、新型コロナウイルスにご本人やご家族が感染されたことにより利用ができなかったり、事業所が休止となった影響などにより、利用実績は前年度と比べ減少しています。

第3部 第2期米子市障がい者計画

1 概要

米子市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、国が定める障害者基本計画や鳥取県障がい者プランを基本として、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい福祉施策に関する基本的な方向性を示す計画です。

2 計画期間

支援プラン2021の中で、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示した障がい者計画は、平成27年度から令和5年度までの9年間を計画期間として策定したものでした。

令和6年度からの支援プラン2024の策定にあたり、国においても令和5年度からを計画期間とする障害者基本計画（第5次）が策定されたこと等を踏まえ、第2期米子市障がい者計画は令和6年度から令和14年度までの9年間とします。

なお、この計画期間中に大きな制度改正や社会情勢の変化があった場合には、計画を見直しながら進めていきます。

3 基本的な考え

障がいのある人や障がいのある児童に関わる施策は、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する、かけがえのない個人として尊重されるという理念の下、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を目指して実施される必要があります。

この計画では、このような「共生社会」の実現に向け、障がいのある人が、福祉、教育、医療、雇用などの必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くため、米子市が取り組むべき障がいのある人に関する施策の基本的な方向性を定めます。

また、平成 21 年に鳥取県で始まった「あいサポート運動」や、平成 29 年に定められた「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（あいサポート条例）の理念を踏まえ、本市においても、障がいのない人が障がいの特性を正しく理解し、障がいがある人への配慮や手助けなどの行動をすることで、共に生き生きと生活する社会を思い描きながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

(1) 地域社会における共生

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するための取組や、障がいのある人の社会への参加を制約する社会的なさまざまな障壁を取り除くための取組などの環境づくりを進めます。

これらの取組を進める際には、社会的なさまざまな障壁は、障がいのある人の心身の機能の障がいに起因するのではなく、社会の側にこそ要因があり、その環境を改善し、その人らしい生活を保証することを目指し、施策の充実に努めます。

また、障がいのある人の自立と社会参加のため、地域社会においてどこで誰と生活するかについての選択の機会の保障や、手話言語を含む言語やその他の意思疎通のための手段について、自ら選択する機会の確保を図ります。

これらの取組とともに、共生社会の実現のためには、障がいのない人が、さまざまな障がいの特性を理解し、心のなかにあるバリアを取り除くとともに、障がいのある人が必要とする配慮や手助けなどの具体的な行動をすることによって、障がいのある人となない人が、共に分かり合える地域社会にしていくことが必要です。そのため、鳥取県とともに「あいサポート運動」や「あいサポート条例」に基づく取組を進めます。

(2) 差別の禁止

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

障がいとして、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供についても規定されました。特に、合理的配慮の提供については、令和 6 年 4 月以降、民間企業においても実施が義務化されることを踏まえ、この取組が広く浸透するとともに、障がいを理由とする差別の禁止について、市民の意識の醸成に向けて、事業者への研修や説明会の開催など、あらゆる機会を通じて啓発を行います。

4 基本的な視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者権利条約の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing about Us Without Us)の考えの下、「インクルージョン」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がいのある人が意思決定過程に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映するよう目指します。

条約の締結国に属する自治体の一つとして、国全体や県の動向、当事者の意見も踏まえながら、障がいのある人に対する支援の向上について、必要な取組を速やかに実施します。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に努めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がいのある人のアクセシビリティ⁵向上の環境整備を目指します。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を充実させ、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択することができるよう、情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

また、障がいのある人のみを対象とした施策ではなく、周囲の人の理解も必要であることから、同法の普及、啓発に努めます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うよう目指します。

障がい者施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目した上で、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるものであり、障がいのある人の家族をはじめとする関係者への支援も重要です。

(4) 「親亡き後」への支援

障がいのある人だけでなく、介助や支援を行っていた親なども高齢になるなか、世帯

⁵ アクセシビリティ／施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

全体として支援が必要になる場合や、親などが亡くなった後の、いわゆる「親亡き後」の支援など、複数の分野にまたがる課題がある場合は、米子市総合相談支援センター「えしこに」など、関係する機関と必要な連携を図ることにより、総合的かつ横断的な支援を行います。

(5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえ、実施するよう目指します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい⁶、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を目指します。

⁶ 高次脳機能障がい／交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置づけられる。

5 分野別の取組

(1) 安心・安全な生活環境の整備

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、社会参加を進めていくためには、生活環境の整備が不可欠です。

障がいのある人が、安心して安全に生活できる住環境や移動しやすい環境、アクセシビリティに配慮した施設の整備など、障がいのある人に配慮したまちづくりの推進を通じ、生活環境における社会的障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティの向上を推進します。

また、生活環境の整備は、段差などの物理的な障壁の除去だけでなく、心理的な障壁を取り除くことも重要です。障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることが、障がいのある人もない人も暮らしやすい生活環境につながるため、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」を広めるための取組を推進します。

【取組方針】

① 住宅の確保

- 市営住宅の新築又は改築を行う際には、建物全体をバリアフリー設計とするとともに、既存の市営住宅の改修についても引き続きバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人の優先入居についても引き続き実施します。
- 障がいのある人をはじめ高齢者や一人親家庭、生活困窮者等の住宅確保要配慮者への支援のため、庁内の福祉部門と住宅部門との連携のもと、令和3年度から家賃低廉化事業を実施しています。現在、行政だけでなく相談支援事業所や不動産事業者との連携を目的に、鳥取県西部自立支援協議会の住宅問題部会において、情報交換や各課題への取組を行っていますが、本市における住宅確保のための協議、連携をする場として住宅問題部会を活用しながら取組を進めます。
- 鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸支援事業」を活用し、賃借人及び障がいのある人の双方に対する情報提供等の支援を行い、障がいのある人の住宅確保のため、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- 在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担を軽減するため、段差の解消、手すりの取付け等の住宅改良費及び日常生活用具の給付等の助成を行います。

② 移動しやすい環境の整備

- 障がいのある人をはじめ高齢者など、誰もが安全に快適に移動できるまちを目指し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅やバス停留所などの旅客施設、バスなどの車両といった公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

- 移動のための支援として、低所得世帯の重度障がいのある人に対し、タクシーチケットを交付するとともに、就労や社会参加が見込まれる障がいのある人に対し、自動車運転免許取得費用や自動車改造費用を助成します。

③ アクセシビリティに配慮した施設の推進

- 市の施設の新設・改修に当たっては、平成28年3月に策定した「米子市公共施設等総合管理計画」に従い、「バリアフリー法」や令和4年に改正された「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいて、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設整備を促進します。
- 施設整備の際には、さまざまな障がいのある人の意見を聞き、機器等においてもユニバーサルデザイン⁷に配慮した、誰もが使いやすい製品等の設置に努めます。

④ 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- 障がいのある人をはじめ、あらゆる人が安心して安全に移動したり、施設を利用できるよう、バリアフリー法に基づき、道路や歩道の段差や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者用信号機の設置などのバリアフリー化を進め、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。
- 第4次米子市総合計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づき、障がいの有無に関係なく、誰もが住みやすいまちづくりを推進するための体制を整備します。
- ハード整備（施設整備）だけでなく、安全な通行の妨げとなる歩道の放置自転車や看板を無くす取組も、引き続き地域と協力しながら進めるなど、市民の障がいへの理解と障がいのある人への配慮について、啓発を図ります。

⑤ あいサポート運動等の推進

- 多様な障がいの特性や障がいのある人への配慮を理解することで、障がいのある人もない人も、お互いに助け合い、できる範囲で可能な支援を行うことで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、鳥取県とともに「あいサポート運動」を推進します。
- 外見では配慮や支援の必要性がわからない内部障がいがある人などのため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の普及と啓発を図ります。また、令和3年6月1日から配布が始まった、援助や配慮が必要な方がいざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするために携帯する「ヘルプカード」についても、配布を行うとともに、普及と啓発に努めます。

⁷ ユニバーサルデザイン／施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

ヘルプマーク



配布しているヘルプマーク

ストラップ型



ピンバッジ型



ヘルプカード



(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その人にあった方法で、必要な情報を得ることができる環境を整備することが重要です。

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成や確保に取り組み、福祉サービスの充実を図ります。

【取組方針】

① 情報提供の充実

○市の広報誌の点字版や音声版の配布を行うとともに、市の公式ホームページに「やさしい日本語」変換ツールを導入するなど、引き続き、ウェブアクセシビリティ⁸の確保を図り、障がいのある人、高齢者、パソコンの操作に不慣れな人など、だれもが使いやすい、必要な情報を入手しやすいホームページづくりを進めます。

② 意思疎通支援の充実

○障がいのある人が地域で暮らし、社会参加をするためには、コミュニケーション手段の確保が重要です。聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がい、失語により意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者をはじめ、点訳・朗読奉仕員等の派遣を行うとともに、知的、発達、高次脳機能の障がいにより意思疎通に支障がある人については、個々の障がいの特性に応じた方法により、障がいがある人のコミュニケーションを支援します。

○見えない・見えにくい人やきこえない・きこえにくい人との交流活動の促進や、コミュニケーションを支援するため、市では手話奉仕員、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成するための研修事業等を、委託事業により実施するとともに、県が実施する手話通訳者や要約筆記者の養成研修とあわせて、意思疎通支援を行う人材の育成を図ります。

○平成31年3月に施行した「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語に対する理解及び普及をはじめとする具体的な各種施策の推進に取り組み、障がいの有無に関わらずすべての市民が共生できる地域社会の実現を目指します。

○障がいの特性により発声や発語に障がいがある方には、日常生活用具の会話を補助する用具の給付を行うとともに、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通に支障がある人に対しては、補装具費で重度障害者用意思伝達装置の支給を行うなど、障がいの状態に応じた意思疎通の支援を行います。

○令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいの有無を問わず誰もが同じように情報を受け取ることができる環境整備に向けた取組を行います。その際には、見えない・見えにくい人やきこえない・きこえにくい人だけでなく、知的や発達、高次脳機能障がいなどにより意思疎通に支障がある方に対する情報提供の方法についても充実に取り組みます。

⁸ ウェブアクセシビリティ/誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

③ 行政情報のアクセシビリティの向上

- 障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の提供の充実に取り組み、障がいのある人自身が確認できるよう、手話言語、点字、音声、拡大文字等での情報提供を行います。
- ファクシミリ番号の記載、音声コードの添付、通知への点字シールの貼付など、障がいのある人に配慮した行政文書の作成に努めます。
- 知的障がい、精神障がい等の障がい特性を踏まえ、わかりやすい表現の使用やふりがなを表記するなど、障がいのある人が理解しやすいパンフレットや説明資料等の作成に努めます。

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

【基本的な考え】

これからのまちづくりにおいて、市民の「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害や犯罪等による被害の未然防止に努める必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した緊急通報や情報伝達により、避難支援、避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための取組を推進します。

【取組方針】

① 防災対策の推進

- 平成 29 年 9 月に施行されたあいサポート条例に、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。
- 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるよう、障がい特性に配慮した伝達方法の体制整備を進めます。
- 現在の音声による防災行政無線に加え、音声放送が聞きづらい場合に電話で内容が確認できる「緊急通報テレホンサービス 0120-310-475」や、米子市ホームページでの防災行政無線情報の掲載サービスを広く周知するとともに、文字情報による緊急速報メール等の活用など、伝達方法の充実に取り組みます。
- 防災情報の伝達方法として、見えない・見えにくい人に対しては、防災行政無線で放送された内容をほぼ同時に FM 電波で市内全域に発信できるシステムを構築し、その受信機である米子市防災ラジオを希望する対象者に貸与しています。また、きこえない・きこえにくい人に対しては、ファクシミリの一斉送信による情報伝達を実施しています。
- 災害に強い地域づくりのため、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の作成支援を行うとともに、令和 5 年 3 月に「米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例」を制定しました。今後、この条例に基づき、災害時に配慮が必要な障がいのある人の「逃げ遅れゼロ」のため、具体的な取組を実施していきます。
- 避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、同意が得られた方については、個別避難計画の作成支援を行い、実際の災害が発生した際には、市、地域の支援者などの連携により、確実に避難ができるよう取り組んでいきます。
- 防災・避難訓練等に障がいのある人や事業所が参加し、防災意識の向上と避難方法の確認を進めます。
- 台風、地震などの災害により被災した際の復興施策の企画・立案については、障がい者やその家族の参加を促し、地域全体のまちづくりの推進及び情報共有を図ります。

○各事業所においては、台風や地震などの自然災害や、火災などの緊急事態や危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できるようBCP（事業継続計画）を策定しておくことが重要となっており、令和6年度からその策定が義務化されます。特に障がいのある人の生活を支えるサービス提供事業所においては、事業所としての事業継続性の他に、利用者へのサービス提供体制の継続についても考慮する必要があり、自然災害だけでなく、感染症対策を含め、BCPの必要性について各事業所や法人への周知を図ります。

② 緊急通報・避難体制の整備

○災害が発生した場合やその恐れがある場合、障がいのある人は、障がいへの理解不足などにより不利益な立場となることが多いため、地域での障がい理解について啓発を進めます。

○避難所では、障がい特性に配慮した情報保障や合理的配慮の実施ができるよう、避難所の運営体制の整備を進めます。また、障がいのある人の受入れに必要な資機材の確保や、非常電源の確保等の環境整備を進めます。

○各種感染症への対応については、障がいのある人は重症化リスクが高いなど特に配慮や支援が必要なことを踏まえ、避難所の分散、避難所での配慮について、適切な支援ができるよう体制整備を進めます。

○福祉避難所は、市が福祉施設等と協定を結び設置していますが、受入れ方法や物資の確保など具体的な支援体制について取組を進めます。

○きこえない・きこえにくい人や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が行っている「FAX119番」や「Net119緊急通報システム」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

③ 防犯対策の推進

○見守りや声かけなど地域での協力体制と、行政や警察、障がい者団体、福祉施設や事業所等とが連携することで、犯罪被害や消費者トラブルの防止と早期発見に努めます。

○きこえない・きこえにくい人や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県警が実施している「メール110番」、「ファクシミリ110番」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え】

すべての人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るための取組が重要です。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、市は、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を市の責務として実施していくとともに、市民や事業者への啓発を行い、幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

また、障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく相談や紛争解決のための手続きを県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

【取組方針】

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法、あいサポート条例、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいを理由とする差別がなくなるよう、市民や事業者への啓発や広報活動を行います。令和6年4月には、合理的配慮の提供が民間企業においても取組が拡大するため、あいサポーター研修だけでなく、事業者への研修や説明会の開催などの方法で啓発を行い、その推進に努めます。

○市は、「あいサポーター」研修等を通じて、障がいの特性を理解し、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備を進めます。

○障がいを理由とする差別についての相談があった場合には、県の障がい者差別解消相談支援センター⁹と連携して対応します。

② 権利擁護の推進と虐待の防止

○障がいのある人や高齢者の権利擁護に関する相談窓口については、市の中核機関として米子市総合相談支援センター「えしこに」が担当するとともに、「西部後見サポートセンター うえるかむ¹⁰」を、西部圏域の市町村と共同で、委託により運営しており、成年後見制度の利用を含む権利擁護の取組を進めます。

○障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、本人の意思決定を支援し、成年後見

⁹ 障がい者差別解消相談支援センター／あいサポート条例第13条第1項の規定に基づき、県が設置する障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別の相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口。県内に3か所あり、西部地域は鳥取県西部総合事務所内に置かれている。

¹⁰ 西部後見サポートセンター うえるかむ／虐待、消費者被害、財産・金銭管理、成年後見制度等の利用等、高齢者や障がい者のさまざまな権利擁護に関する総合相談窓口。米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある。

- 制度の利用など、本人の権利擁護のための取組を推進します。
- 成年後見制度の利用拡大のため、法人後見活動支援を行うとともに、鳥取県西部圏域の市町村と連携して市民後見人の養成を進めます。
 - 申立人が存在しないなど、後見制度の利用が困難な障がいのある人については、市長が後見人の選任を求め、家庭裁判所に申立てを行うことにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
 - 障害者虐待防止法に基づき、「米子市障がい者虐待防止センター」を障がい者支援課内に設置し、障がい者虐待にかかわる相談に応じるとともに、県が行う指導監査とも連携して、障がい者虐待の未然防止の取組を進めます。
 - 養護者や事業所における障がい者虐待に関する相談や事案があった場合は、県や他の市町村、西部後見サポートセンター うえるかむ等の関係機関と連携し、虐待被害からの救済を図り、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的な考え】

障がいのある人や障がいのある児童及びその家族が、住み慣れた地域で安心して、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい特性や医療的ケアの必要性の有無など一人ひとりの心身の状態や生活実態、家族の状況を踏まえた適切な支援を受けることができるようにすることが重要です。

そのため、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある児童への支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、支援体制の充実を図ります。

また、施設入所者や長期入院している者などの地域生活への移行を推進し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう取組を進めます。

さらに、自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づいて必要な支援を受けることができる体制を目指します。

【取組方針】

① 意思決定支援の推進

○自ら意思を決定することが困難な障がいのある人の意思決定支援については、本人の自己決定を尊重する観点から、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン¹¹」に基づき、本人を取り巻く家族や支援者などが、本人の意見や意思を受け止め、本人の意思決定を支援することで、本人の望ましい生活を送ることができるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

② 相談支援体制の構築

- 障がいのある人の個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を行い、支援の必要性に応じた適切なサービスの提供に努めます。
- すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の増加のために、新規に事業所を立ち上げたり、相談支援専門員の増員を行った事業所に対して、県と協調して補助を行うなど、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- 地域における相談支援が円滑かつ効果的に提供できるよう、市が委託している「相談支援事業所」の周知に努めるとともに、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、

¹¹ 障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン／平成29年3月に国が作成した、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたもの。

障がい福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報提供等ができるよう、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

- 平成31年4月に設置した相談支援の中核的機関である「米子市障がい者基幹相談支援センター」において、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的に行い、本市における相談支援体制の充実を図ります。
- 地域のあらゆる人が役割を持ち、いきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れ、地域住民や地域に関わる多様な主体が世代や分野を超えて協働する取組を進めていくため、本市では「重層的支援体制整備事業¹²」を実施しています。
- その取組の一つとして令和4年4月、米子市総合相談支援センター「えしこに」を開設し、地域課題の解決に向けた地域力の強化と、包括的な相談支援体制の構築に一体的に取り組んでいきます。
- 米子市総合相談支援センター「えしこに」では、近年増加傾向にある障がい当事者の抱える問題だけでなく、家族全体への対応も行っており、今後も庁内の関係部署や他の支援機関との連携をさらに強化しながら取組を進めます。
- 障がいのある人のさまざまな課題に対し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークの中心的役割を担っている「鳥取県西部障害者自立支援協議会」において、関係機関等との連携及び支援体制の充実に取り組みます。
- 障がいのある人の家族は、日常生活上の介護等の負担があるばかりでなく、地域での障がいへの理解不足等のため、精神的な負担も大きい実態があることを踏まえ、家族を支援するための体制整備に努めます。
- 障がいのある人・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段であるピアカウンセリング、ピアサポート等の当事者等による相談活動について、充実に努めます。

③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- 施設入所者や長期入院している者等の地域生活への移行を推進するため、在宅の障がいのある人の個々の実態やニーズに応じた、日常生活や社会生活を営む上で必要なサービスの提供体制の充実に取り組みます。
- 在宅の障がいのある人へのサービス提供体制の充実に取り組むことが、障がいのある本人だけでなく、その家族の方の負担軽減にもつながるという考えに基づき、引き続き体制整備に努めます。
- 常時介護を必要とする障がいのある人が、地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- 地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活や社会参加を行うために必要な支援として、居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスの提供を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保を図り、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓

¹² 重層的支援体制整備事業／市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。社会福祉法に基づき令和3年4月に創設された。

練、外出のための行動援護、同行援護、移動支援など、さまざまな障がい福祉サービスの提供体制の整備を促進します。

- 障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。重度の障がいや行動障がいのある人が利用できるグループホームが不足している一方、通過型など多様な形態の居住の場も求められていることから、引き続き整備に努めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人や長期の施設入所中の人の地域生活への移行については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて取り組んでおり、今後も鳥取県や相談支援事業所等と連携のうえ、退院や退所の働きかけを進めるとともに、地域での生活の支援体制を整備します。
- 各種感染症への対応を踏まえた障がい福祉サービスの提供については、利用者の感染防止と事業所内での感染拡大防止の観点から、障がいのある人の特性やその家族の状況に応じた柔軟な取扱いについて、国や県の動向を踏まえて対応し、利用者が継続してサービスを利用することができる体制の整備に努めます。
一方、事業所に対しても、支援員の感染防止はもとより、サービスが継続して提供できるよう支援します。

④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実

- 障がいのある児童とその家族が、地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じた、途切れることのない支援の提供体制の整備を進めます。主な取組として、発達の課題に気づき、必要な支援が引き継がれるよう「5歳児健診」を実施し、妊娠期から子育て期までの悩みや困りごとに関する相談に応じて、適切な相談・支援機関につなぐ「こども総合相談窓口」を開設しており、その取組の中で、発達に課題のある子どもとその家族に対する切れ目ない支援を目指します。
- 在宅の障がいのある児童に対し、居宅介護や短期入所等の福祉サービスの提供及び児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援、日中一時支援等の適切な支援を行い、在宅生活の充実を図ります。
- 在宅で生活する重症心身障がい児について、情報提供や相談支援等によりその家族を支援するとともに、重症心身障がいにも対応した短期入所等の障がい児福祉サービスの確保を促進します。
- 医療的ケアが必要な児童が、地域において包括的な支援が受けられるように、鳥取県西部障害者自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者支援部会を設置し、学校・保育園、医療、福祉等の関係機関の連携を推進します。
- 新生児訪問等を通じて、子どもに障がいの疑いがあったり、障がいがあるとわかった家族に対し、障がいについての情報や医療機関、福祉制度や各種のサービス、教育等に関する情報の提供方法を検討し、家族の不安解消や子どもの発達への支援に努めま

す。

⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上等

- 障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービス等が円滑に実施され、利用者の処遇が適切になされるとともに、違法又は不適切な事業の実施がなく、障がい福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化が図られるよう、県と連携し、随時又は定期的に障がい福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知するとともに、指導及び監査を行います。
- 障がいのある人が、ニーズにあった適切な障がい福祉サービス等を利用することができるよう、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所及び医療機関等の関係者が連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

⑥ 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- 相談支援専門員には、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の障がい特性を理解した専門的技術及び知識を有する人材の確保とその資質の向上を図ります。
- 利用者のニーズに対応するため、障がい福祉サービスの従事者の確保を促進するとともに、従事者の資質の向上を図るため養成講座や研修会への参加の促進を図ります。
- 福祉人材の確保と育成については、適切なサービス提供体制の確保のためにも喫緊の課題であることから、事業所と連携のうえ、課題解決に向けて取り組みます。
- 適切なサービスが提供できるよう、法人や施設等の事業者に対する障がい特性等の理解の促進や法令順守の意識の醸成について、県と連携して推進を図ります。

(6) 保健・医療の推進

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域で行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に取り組みます。

また、障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

【取組方針】

① 精神保健・医療の適切な提供等

- 入院中又は施設に入所中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障がいのある人が地域で生活できるよう、相談支援や地域移行支援等のサービスの提供体制の整備に努めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。
[再掲]
- 精神障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で生活できるよう、県や市、相談支援事業者や医療機関が連携し、精神保健福祉に関する相談への対応や訪問支援体制の充実を図り、精神障がいのある人のニーズに応じた、適切なサービスの提供に努めます。
- 市の保健師による相談対応や家庭等への訪問により、精神障がいのある人やその家族について、地域での生活はもとより入院中や退院後における支援を行います。

② 保健・医療の充実等

- 障がいのある人が地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療との連携や相談・支援のための体制等の充実を図ります。特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防について配慮します。
- 本市では高齢者のフレイル対策に取り組んでいますが、障がいのある高齢者が各種予防プログラムの実践を希望する際には、それぞれの障がい特性に配慮し、フレイル対策担当部署と連携しつつ取り組めます。
- 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療））の助成を行うとともに、特別医療費制度の適切な給付を行います。この取組として、令和3年度から精神障害者保健福祉手

帳2級、3級の方へ本市独自の特別医療制度を開始しました。今後も継続して医療費の負担軽減を図ります。

- 質の高いサービスを求めるニーズに応えるため、様々な場面や対象者に対応することができる福祉事業従事者の確保と資質の向上に努めます。

③ 難病に関する保健・医療の推進

- 難病の人が安心して地域で生活できるよう、県や鳥取県難病相談・支援センター、医療機関と連携しながら、支援の充実を図ります。

④ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 障がいやその原因となる疾病等を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションを行うことによって、疾病等の治ゆ、障がいの軽減、二次障がいの防止などを図るとともに、障がいのある児童の早期療育を推進します。
- 聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援を行うことで、児童の発達に関する全般的な面での影響が最小限に抑えられることから、すべての新生児が新生児聴覚検査を受けられるよう支援します。
- 妊産婦健康診査、乳児及び幼児に対する健康診査等により、障がいの早期発見に努め、専門医療機関、相談支援機関等との連携を強化することによって、障がいのある児童の療育等について、適切な支援を行うことができる体制づくりを推進します。
- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進を図るとともに、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。

(7) 行政サービス等における配慮

【基本的な考え】

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるよう、あらゆる行政手続きにおいて、必要な環境の整備や障がい特性に応じた方法を用いる等の合理的配慮の提供を行う必要があります。このことは、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく障がい者による情報の取得、利用ならびに意思疎通に係る施策の充実、必要な情報への円滑なアクセスの実現などの項目にも掲げられています。

これらの実現のためには、市職員が率先して障がい特性を理解し、窓口等における配慮を徹底するとともに、行政情報を提供するときは、障がい特性に配慮した方法による情報保障の取組を進めます。

【取組方針】

① 職員研修の実施

- 本市は、平成26年度に鳥取県のあいサポート企業（団体）の認定を受けており、今後も、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深めるため、「あいサポーター」研修を継続して実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
- 障害者差別解消法について職員研修を継続して実施し、市の事務事業の実施に当たっては、障がいのある人が必要とする合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備に努めます。
- 障がい者、高齢者、子どもや生活困窮者等の支援に共通した基礎的支援の方法として有効な、非言語的コミュニケーション、受容・共感・傾聴などの対人援助スキルの習得と実践に努めます。
- 障がい特性を踏まえた多様な意思疎通方法への理解を深め、筆談での対応等、障がいに応じたコミュニケーションができるよう、あいサポーター研修等を通じて、職員の資質の向上を図ります。
- 職員自らが、きこえない・きこえにくい人とのコミュニケーションができるよう、職員の手話言語の習得を支援します。

② 窓口等における配慮

- 窓口等においては、知的障がいや精神障がいのある人には分かりやすい説明や表現を行うとともに、見えない・みえにくい人や聞こえない・聞こえにくい人には障がい特性に配慮した対応を行うなど、障がいのある人への配慮を徹底します。
- 市は、手話通訳者を配置し、窓口等におけるきこえない・きこえにくい人の意思疎通を支援します。
- 市の施設の窓口には、全日本ろうあ連盟が推奨する手話マーク、筆談マークの設置等を行い、職員の意識の向上と障がいに配慮した対応により、だれもが利用しやすい施設となるよう努めます。

③ 選挙等における配慮

- 障がいのある人の投票に支障がないよう、選挙に係る通知等の情報保障を図るとともに、投票所のバリアフリー環境を整備し、合理的配慮の提供を行います。
- 県選挙管理委員会が指定した病院、障がい者入所施設等での投票や在宅の重度身体障がい者が、自宅で郵便により投票を行う不在者投票の制度についての周知を図り、障がいのある人の投票機会の確保を推進します。

(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

また、就労促進のみならず、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

【取組方針】

① 総合的な就労支援

- 鳥取県西部障害者自立支援協議会のネットワークなどにより、ハローワーク米子、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター¹³、特別支援学校など、地域の関係機関が連携して、障がいのある人の就労促進及び就労定着に取り組みます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所等の就労系サービスの充実を図ります。
- 障がい福祉サービスの利用を経て一般就労をした障がいのある人に対しては、障害者就業・生活支援センターの定着支援員による支援や、県が設置する障がい者職場定着推進センター¹⁴のジョブコーチによる本人・企業への支援、就労定着支援等を通じて、職場定着と離職の防止を図ります。
- ハローワーク米子、市及び経済団体で構成する「雇用・就業支援対策に関する情報交換会」を通じ、連携して、雇用・就業支援対策の推進、強化に努めます。

② 経済的自立の促進

- 障がいのある人が、地域で自立した生活を営むため、雇用や就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、経済的に安定した収入が確保されるよう、年金の受給に関する制度の周知や、障がいのある人に係る各種手当の支給、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減等により、経済的自立を支援します。

③ 障がい者雇用の促進

- 障がいのある人の一般就労を促進するため、ハローワーク米子などの雇用関係機関と

¹³ 障害者就業・生活支援センター／障がいのある人の暮らしや仕事について、一体的な支援を行い、就職や職場定着に関する相談支援や、日常生活や地域生活についての助言を行う。県内に3か所あり、西部地区には、「障害者就業・生活支援センター しゅーと」がある。

¹⁴ 障がい者職場定着推進センター／障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者本人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域関係機関に対する助言・援助を実施する機関として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する「鳥取障害者職業センター」（鳥取市）の県版として、鳥取県が中部・西部地区に設置している。西部地区には、「障がい者職場定着推進センター あしすと」がある。

協力して、障がい特性や障がいのある人への事業所の理解を図り、雇用拡大について啓発を行います。

- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成について、平成30年4月から精神障がいのある人の雇用が義務化されたことを踏まえ、精神障がいや発達障がいのある人を含む障がいのある人の雇用について、事業所の理解と協力を求めます。
- 市は、障がいのある人の雇用を推進していく立場であることを踏まえ、障がいのある人の計画的な採用により、法定雇用率の達成を継続していくとともに、障がいのある人の適性に応じた働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

④ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

- 障がいのある人の能力や特性に応じた就労を支援するため、障がいのある人のニーズを踏まえ、多様な働き方を選択できる環境の整備に努めます。
- 精神障がいや発達障がいのある人の雇用の拡大と職場定着のため、就労支援機関や医療機関と連携を図り、特性に応じた支援を進めます。

⑤ 福祉的就労の底上げ

- 市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達について目標値を定めて優先的に行い、就労継続支援事業所等の受注機会の拡大を図ることにより、工賃等の向上につながる取組を進めます。
- 障がい者就労施設等で製作した製品等の販売を行う福祉の店の運営支援、市役所職員や来庁者へのPRなどの利用促進を継続して行います。

(9) 教育の充実

【基本的な考え】

障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができ、本人の障がいの特性や程度に応じた、適切な方法により教育を受けることができるようにすることが重要です。

障がいのある児童・生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、指導内容等に関する情報を関係機関で共有するとともに、学校、福祉や保健、医療などの各分野と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

一方、障がいのない児童や生徒、大人が、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、障がいの特性に応じた必要な配慮ができるよう、学校、地域において障がいを理解するための学習機会の提供や啓発を進めます。

【取組方針】

① 学校教育の充実

- 適切な教育支援のため、本人及び保護者との早期からの教育相談などを行い、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会・学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図りながら、適切な教育支援を行います。
- 就学に際しては、障がいのある児童・生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供及びその基礎となる環境整備に努めます。また、将来の自立や地域生活を目標に置いた進路指導や個別支援を行います。
- 特別支援教育について、児童・生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し、個別の支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向け、児童・生徒の取組を主体的に支援します。また、多様な学びの場の充実を目指し、校内支援体制の整備や個別の指導計画等の活用を図りながら、継続的な教育支援を行います。
- 通級指導教室で学習する児童や生徒が、進級や就学前から小学校、中学校へ進学する場合には、職員や学校間での連携を図り、児童・生徒の障がいの特性や個々の状況を踏まえた適切な指導が継続するよう取り組みます。
- 通級指導教室の設置について、県教育委員会と連携を図り、指導が必要な児童・生徒が、一人ひとりのニーズにあった適切な指導を受けられることができるよう、環境の整備に努めます。

② 教育環境の整備

- 適切な教育支援を行うには、すべての教職員が特別支援教育に係る基本的な知識・技能等を身につけることが重要であり、特別支援教育についての専門性の習得を進めていきます。
- 学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備については、米子市教育振興基本計画に基づき取り組むとともに、障がいのある児童・生徒の障がいの種類や状況、程度に応じた施設の整備や合理的配慮の提供を行います。

③ 生涯学習の充実

- 障がいのある人が地域において生きがいのある社会生活を送るための、さまざまな学習機会の提供に努めます。
- 講演会や研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の配置を促進するなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進

- 障がいのある人をひとくくりで見るのではなく、その人自身を見て接することを基本とし、障がいのない人が、多様な障がいの特性や障がいのある人についての理解を深め、その特性に応じた配慮や手助けなどができるようになることを目指し、市民への「あいさポーター研修」をはじめとする学習機会の提供や啓発を推進します。
- 「心のバリアフリー」の実現に向けて、学校における障がいのある児童や生徒と、障がいのない児童や生徒が共に社会の中で生きていく仲間として何ができるのか、ということを考える機会となるよう、お互いの交流及び共同学習等を推進します。
- 誰もがお互いを認め合い、協力し合うことで豊かな社会を築く、というインクルーシブの理念を理解し、今後活かすため、障がいの有無を含めて互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら学習する機会の充実に取り組みます。

(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

【基本的な考え】

障がいのある人が芸術や文化活動に親しむことは、障がいのある人の生活を豊かにするばかりでなく、自己実現や社会参加の促進につながるるとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する理解を深めるためにも、大きな意味があります。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実等を図るため、体育施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者スポーツを通じて障がいと障がいのある人への理解が促進されるよう取り組みます。

【取組方針】

① 文化芸術活動への支援

- 障がいのある人それぞれが個性や才能をいかしながら文化や芸術に親しみ、創作活動が行えるよう支援します。
- 平成 26 年度から開催している「共に生きるアート展」への参加事業所や出品者は、年々増加しています。今後も引き続き開催し、障がいのある人の文化芸術活動への支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、障がいの有無を問わず、より多くの市民を巻き込むことにつながる発表の場を提供します。
- 平成 30 年に施行された「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。
- 「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたことを踏まえ、見えない・見えにくい人はもとより、視覚による文章等の認識が困難な発達障がいや身体障がいのある人などについても、点字や音声等により読書を楽しむことができるよう体制整備を推進します。

② スポーツに親しむための支援等

- 米子市スポーツ推進計画に基づき、障がいのある人がスポーツに親しむことが身近なものとなるよう、ハード・ソフト両面から取り組みます。
- 障がいのある人はもとより、障がいの有無に関わらず、スポーツに親しむことができるよう、市の体育施設等について、障がいに配慮した環境の整備を進めます。この取組の一環として、令和 8 年度供用開始に向けた準備を行っている米子新体育館について、障がいのある人にとって利用しやすい施設とする水準設定（体育館の新設にあたり市が要求する施設整備水準及びサービス水準。建築事業者はこの水準を遵守する必要がある）を設けるなど、環境整備のための取組を行います。
- 障がいのある人がスポーツを始める機会づくりのための広報を行うとともに、体育施設の使用料減免制度の周知を図ります。
- 障がいのある人のスポーツによる体力増強や交流について、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズにおいて、車イスバスケットボールやボッチャなどの多様な障がい者スポーツの普及に継続して取り組みます。

- 「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」など、障がいのある人とない人が、スポーツを通じて相互に交流できる取組を支援します。
- パラリンピック競技大会¹⁵をはじめ、聴覚障がいのある人たちのデフリンピック競技大会¹⁶や、知的障がいのある人たちのスペシャルオリンピックス世界大会¹⁷など、障がいのある人たちの活躍を広く市民に周知します。

¹⁵ パラリンピック競技大会／オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障がい者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

¹⁶ デフリンピック競技大会／4年に一度行われる聴覚障がい者の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

¹⁷ スペシャルオリンピックス世界大会／4年に一度行われる知的障がい者のスポーツの大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

第4部 第7期米子市障がい福祉計画・ 第3期米子市障がい児福祉計画

1 概要

(1) 法的根拠

① 第7期米子市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。

② 第3期米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障がい児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。

これら二つの計画は、それぞれの法律で一体のものとして作成できるとされていることから、一体のものとして作成します。

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

2 作成する目的・基本的な考え方

第7期米子市障がい福祉計画及び第3期米子市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制などについて、計画的に実施していくために定めるものです。

障がい福祉計画等の作成に当たっては、基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、米子市の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本市の実情を踏まえたものとします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、本人の意思決定を支援することで、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の18歳以上の者並びに障がい児とします。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいがある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりを促進します。また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が共通の認識のもと、医療的ケア児など専門的な支援を要する人に対して包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築を計画的に推進します。

そのなかで、米子市地域”つながる”福祉プランに基づき本市が取り組んでいる、身近な地域において分野横断的かつ包括的な相談・支援を行う重層的支援体制整備事業との連携を一層進めます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

加えて、医療的ケアが必要な児童が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が共通理解のもとで包括的な支援を行う体制整備を進めます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化や高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着が必要です。

その実現のため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の働きがいなどの積極的な周知・広報等に取り組むとともに、障がい福祉職場における職場環境の整備やハラスメント対策などに事業所と協力して取り組みます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等、障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう取り組みます。

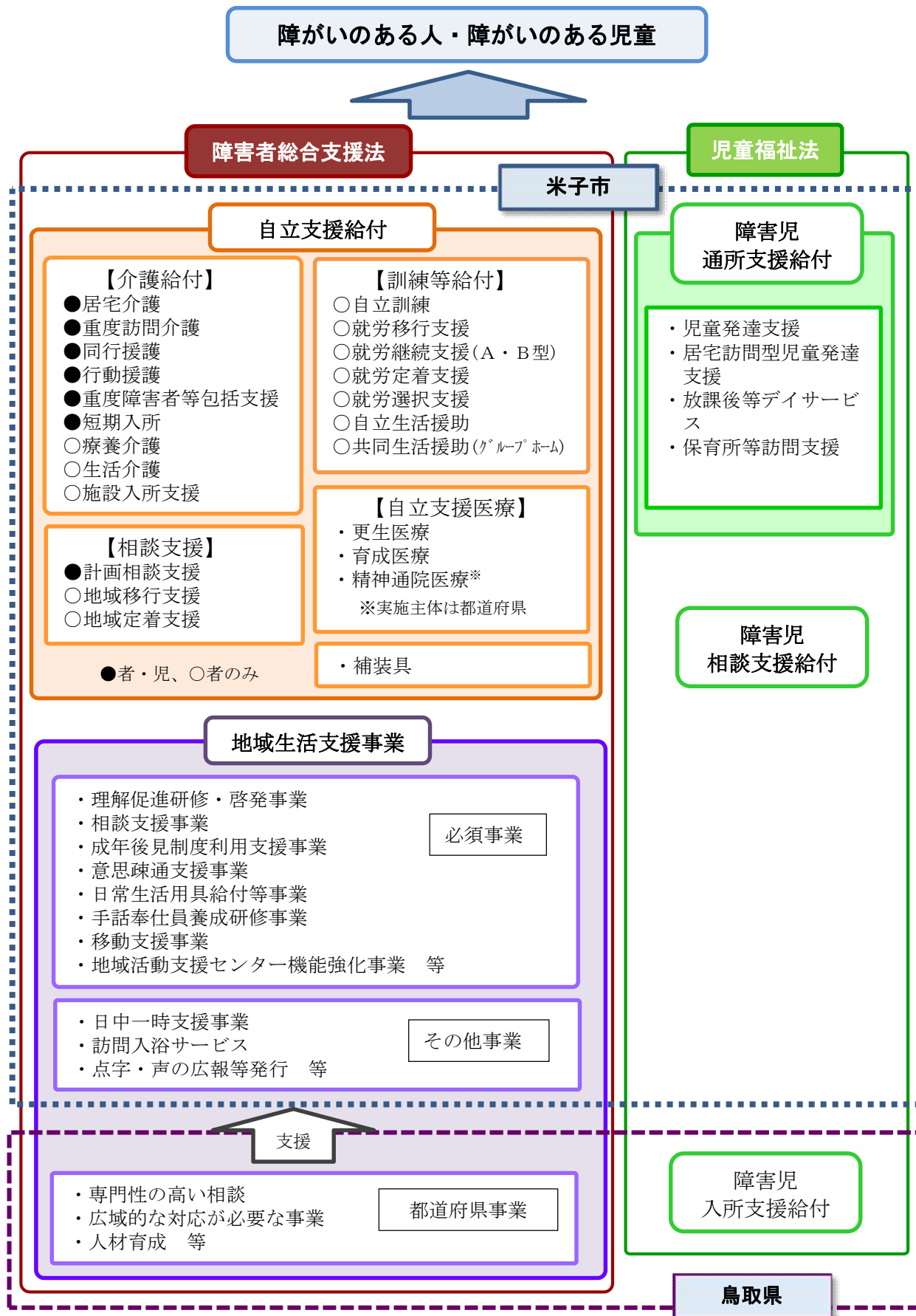
特に、「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」が平成30年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。

また、「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたことを踏まえ、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現と、見えない・見えにくい人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通を推進するため、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ります。

3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系

(1) 体系図



(2) 鳥取県西部障害者自立支援協議会との連携

障がい福祉計画等に掲げた目標値を達成するためには、地域全体で障がいのある人や障がいのある児童を支える体制を構築する必要があります。

鳥取県西部圏域では、平成 20 年に鳥取県西部圏域の 9 市町村共同で「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を設置し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークを構築し、圏域での障がい福祉サービスの提供体制の整備及び支援体制の充実に取り組んでいます。

一方、構成する各市町村の取組の内容や地域性による課題の違いも生じていることから、本市及び日吉津村における障がい福祉サービス等の整備と支援体制の充実を図ることを目的に、令和元年度に「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」を設置しました。

今後は、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会における取組を中心としながら、圏域での協議会とも連携し、情報や課題の共有を図ることで、本市における障がい福祉サービス等の支援体制の整備を進めます。

4 3年後(令和8年度)の目標値の設定

国の基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、次のことについて令和8年度末の目標値を定めます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設を退所し地域での生活に移行される方の人数と、令和8年度末における施設入所者の人数について目標値を定め、施設入所者の地域生活への移行に必要な地域での支援体制の整備などの取組を進めます。

① 国の基本指針の成果目標

- 施設入所者数（令和4年度末時点）の6%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数（令和4年度末時点）の5%以上を削減する。

② 本市の目標値

	令和8年度末の目標値	
	地域生活への移行者数	施設入所者数の削減
令和4年度末 施設入所者数 150人	7人	8人
	(4.7%)	(5.3%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度における目標値を定め、その達成のため、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。

精神病床からの退院については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて地域移行の取組を鳥取県や医療機関、関係事業所とともに進めています。退院可能な状態にある方への働きかけや地域での生活のために必要な支援体制の整備、障がいに対する理解を深めるなどの取組を引き続き進めます。

① 国の基本指針の成果目標

ア 精神障がい者の地域での生活日数

精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。(入院後1年以内に退院した人に限る。)

イ 精神病床における1年以上長期間入院患者数

精神病床に1年以上入院している長期入院患者数を、国が定める算出方法により算出した人数とする。

ウ 精神病床における早期退院率

入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとする。

○入院後3か月時点	68.9%以上
○入院後6か月時点	84.5%以上
○入院後1年時点	91.0%以上

② 本市の目標値

ア 精神障がい者の地域での生活日数

令和8年度における、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域(鳥取県)における平均生活日数を325.3日以上とします。(入院後1年以内に退院した人に限る。)

※当該目標値の実績は、鳥取県全体のものしか公表されないため、鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用します。

【参考】

○平成30年度における精神病床からの退院後1年以内の地域(鳥取県)における平均生活日数：319日

イ 精神病床における一年以上長期間入院患者数

令和8年度における精神病床に1年以上入院している長期入院患者数を次のとおりとします。

65歳未満	58人
65歳以上	97人

※鳥取県障がい福祉計画の目標値を踏まえ、本市の目標値を算出しています。

【参考】

○鳥取県障がい福祉計画の目標値

	入院患者数 (令和4年度)	目標値
65歳未満	252人	248人(98.4%)
65歳以上	548人	393人(71.7%)

○本市の1年以上入院している長期入院患者数(米子市に住所がある者・令和3年度)

	入院患者数
65歳未満	59人
65歳以上	135人

ウ 精神病床における早期退院率

令和8年度における入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとします。

- 入院後3か月時点 68.9%以上
- 入院後6か月時点 84.5%以上
- 入院後1年時点 91.0%以上

※当該目標値の実績は、鳥取県全体のものしか公表されないため、鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用します。

【参考】

○鳥取県全体の退院率(平成30年度実績)

入院後3か月時点	62.9%
入院後6か月時点	78.3%
入院後1年時点	86.8%

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域生活支援拠点として地域の実情に応じて整備することで、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を推進します。

① 国の基本指針の成果目標

ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

イ 強度行動障がいのある人への支援体制整備

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいのある人に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(参考) 国の示す地域生活支援拠点のイメージ図



出典：地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議
(平成28年12月12日 資料)

② 本市の目標値

ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

本市では、市内に地域生活支援拠点の整備として、その機能の一つである緊急時の受け入れ・対応の体制を整えています。今後、地域生活支援拠点の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

また、年1回以上、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会において、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行います。

イ 強度行動障がいのある人への支援体制整備

鳥取県をはじめとする地域の関係機関と連携し、強度行動障がいのある人への支援を行っていますが、引き続き状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

① 国の基本指針の成果目標

ア 就労移行支援事業所等¹⁸を通じた一般就労¹⁹への移行

福祉施設のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の人数を、令和3年度の1.28倍以上とする。

- (内訳) ○就労移行支援 1.31倍
○就労継続支援A型 1.29倍
○就労継続支援B型 1.28倍

イ 就労移行支援事業所ごとの一般就労へ移行した人の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

ウ 就労定着支援事業の利用者

就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の1.41倍以上とする。

エ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率²⁰

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

② 本市の目標値

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

	実績	目標値
	令和3年度	令和8年度
一般就労への移行	年間 31人	年間 40人 (1.29倍)
(就労移行支援)	年間 18人	年間 24人 (1.33倍)
(就労継続支援A型)	年間 4人	年間 5人 (1.29倍)
(就労継続支援B型)	年間 9人	年間 11人 (1.28倍)

¹⁸ 就労支援事業所等／生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業所

¹⁹ 一般就労／一般企業等に就職すること

²⁰ 就労定着率／過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

イ 就労移行支援事業所ごとの一般就労へ移行した人の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

ウ 就労定着支援事業の利用者

	実績	目標値
	令和3年度	令和8年度
就労定着支援事業利用者数	12人	17人 (1.41倍)

エ 就労移行支援事業所ごとの利用者の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援について、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の整備、医療ニーズへの対応などの支援体制の整備を目指します。

① 国の基本指針の成果目標

ア 児童発達支援センター²¹の設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。

イ 障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。（圏域での確保可）

エ 医療的ケア児の支援体制の確保

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。（圏域での設置可）

② 本市の目標値

ア 児童発達支援センターの設置

令和4年度現在、市内に児童発達支援センターは2事業所あります。児童発達支援センターを地域の障がいのある児童の支援に係る中核的な役割を担う機関として位置づけ、その機能充実を図ります。

イ 障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和4年度現在、市内に保育所等訪問支援事業所は3事業所あります。
保育所等訪問支援を中心に、児童発達支援センターによる保育所等への訪問も活用し、障がいのある児童が、地域の保育所等において適切な支援を受けることができるようにすることで、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を今後も推進します。

²¹ 児童発達支援センター／障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○児童発達支援事業所

令和4年度現在、2事業所で重症心身障がい児の受入れ可能な体制があります。今後も、利用ニーズに応じることができる受入れ体制を維持します。

○放課後等デイサービス

令和4年度現在、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内に1事業所あり、他に2事業所で受入れ可能な体制があります。利用ニーズを踏まえ、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

エ 医療的ケア児の支援体制の確保

○協議の場

令和元年度に設置した鳥取県西部障害者自立支援協議会の医療的ケアを要する障がい児者支援部会において、今後も関係機関と連携を図ります。

○医療的ケア児等に関するコーディネーター

市内の相談支援事業所等にコーディネーターが配置されています。なお、市役所内には関係課に4名のコーディネーターが在籍しており、今後も順次、研修の受講を予定しています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実と強化を図ります。

① 国の基本指針の成果目標

ア 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。(複数市町村による共同整備を含む。)

イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

② 本市の目標値

ア 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

平成31年4月に米子市障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制を整備しました。

基幹相談支援センターを中心として、窓口での相談体制を充実させるとともに、米子市総合相談支援センター「えしこに」や地域の相談支援事業所との連携を深め、本市の相談支援の充実と体制強化に取り組みます。

イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

鳥取県西部障害者自立支援協議会において、引き続き個別事例の検討を行うとともに、地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市職員が障害者総合支援法についての理解を深めるとともに、各事業所が、サービスの提供基準の理解を深め、給付費の適正な請求事務はもとより、適正な運営体制の構築を推進することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

① 国の基本指針の成果目標

令和8年度末までに、各市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、次の取組を行うための体制を構築すること。

- 障害者総合支援法の具体的内容の理解を進めるため、市町村職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修等の受講を推進する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する。

② 本市の目標値

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、次の取組を行います。

- 市職員は、障がいへの理解だけでなく、障がいのある人への支援についての認識と障がい福祉サービス等への理解を深めるため、相談支援従事者研修など各種の専門的研修について積極的に受講します。
- 過誤請求の具体例等について、サービス提供事業所や相談支援事業所等と共有することにより、サービスの提供基準の理解に基づく、適正な請求事務を促進します。
- 県が実施する指導監査及び実地調査に同行し、障害福祉サービスの提供実態の把握に努めるとともに、適切なサービス提供に資する情報発信等、サービスの質の向上を図るための取組を推進します。

5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

「4 3年後(令和8年度)の目標値の設定」で掲げた本市の目標値を達成するために必要な障がい福祉サービスの見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情を踏まえて定めるものです。

当事者団体への聞き取り、令和4年度福祉に関するアンケート調査の結果及び策定委員会での議論等を通じて把握した、障がい福祉サービスへの利用ニーズと、サービスの種類や事業所数、定員数とのミスマッチ(不均衡)を踏まえ、今後、障がい福祉サービス全体として、障がいのある人や障がいのある児童、その家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制の構築について、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい福祉サービスについて、近年の利用実績の推移を基礎とし、事業所数やヘルパー等のサービス提供体制、サービス等利用計画に基づく決定支給量、当事者団体等からの聞き取り等を通じて得た今後のサービス利用希望の状況等を踏まえ推計したものです。

(1) 訪問系サービス(介護給付)

① サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護	<ul style="list-style-type: none">・対象は、障がいのある人及び児童・自宅での入浴、排せつ、食事等の介護を行う。ホームヘルプサービスとも呼ばれる。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none">・対象は、常時介護を必要とする重度の肢体不自由・重度の知的障がい、精神障がいのある人・自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う。・日常的に利用していた最重度の利用者は、医療機関への入院時も利用可能とする。
行動援護	<ul style="list-style-type: none">・対象は、常時介護を必要とする重度の知的障がい、精神障がいのある人及び児童・外出時の危険を回避するため、移動中の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none">・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人及び児童で、介護の必要性が著しく高い場合・居宅介護をはじめとする必要なサービスを包括的に行う。
同行援護	<ul style="list-style-type: none">・対象は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人及び児童・外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う。

② サービスの見込量

単位： 人＝月間の利用人数
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	6年度	7年度	8年度
居宅介護	319 人	321 人	323 人
	5,546 時間	5,657 時間	5,770 時間
重度訪問介護	15 人	15 人	16 人
	2,666 時間	2,783 時間	2,905 時間
行動援護	46 人	50 人	54 人
	1,222 時間	1,281 時間	1,343 時間
重度障害者等 包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	23 人	24 人	25 人
	202 時間	203 時間	204 時間

③ 見込量確保のための方策

- 訪問系サービスを行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に80事業所あります。
- 居宅介護、行動援護等の訪問系サービスは、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないことが全国的に課題であり、希望する時間に利用できないなどニーズを満たせていない実態があるため、福祉人材の確保について、事業所等と連携して取り組みます。
- 見込量は、近年の利用実績の推移を基礎としており、利用実績に現れない潜在的なニーズは反映していませんが、利用ニーズに応じた提供体制の整備が必要です。また、地域生活への移行の取組にあたっては、地域の受入れのためには訪問系サービスの充実が不可欠であるため、事業所に対して広く情報提供を行うなど多様な事業者の参入を促進していきます。
- 提供体制の整備に当たっては、量の確保とともに、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、ホームヘルパーに対する講座・講習などへの受講について、事業所への働きかけを進めます。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス名	事業所数
居宅介護	34
重度訪問介護	31
行動援護	9
重度障害者等包括支援	0
同行援護	6

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

【介護給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、常時介護を必要とする障がいのある人 主に昼間、障がい者支援施設で食事、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、病院等への長期入院による医療が必要な常時介護を必要とする障がいのある人 病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の食事・入浴等の介護、日常生活上の世話等を提供する。
短期入所 (福祉型・医療型)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がいのある人及び児童 居宅で介護をしている介護者が疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がいのある人等を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
生活介護	329人	333人	337人
	6,258人日	6,332人日	6,407人日
療養介護	18人	18人	18人
	519人日	519人日	519人日
短期入所（福祉型）	99人	110人	122人
	578人日	626人日	677人日
短期入所（医療型）	17人	20人	22人
	100人日	113人日	126人日

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○日中活動系サービス（介護給付）を行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に39事業所あります。

○短期入所についてはグループホームの新設に伴い併設型の事業所が増加しています。一方、地域生活への移行者や介護をしている家族のレスパイトでの利用などにより、今後も利用ニーズが高い状態が続くと見込まれるため、実施事業所の確保に努め、利用しやすい体制整備を促進します。

○提供体制の整備に当たっては、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、

サービスに従事する支援員等の人材育成を図るため、研修の受講などについて事業所への情報提供を行うとともに、必要なサービス量が提供できるよう福祉人材の確保を促進します。

○障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数
生活介護	17
療養介護	0
短期入所	22
(うち医療型)	(5)

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

【訓練等給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、地域生活へ移行する上で身体機能の維持・回復などのための支援が必要な障がいのある人 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせ、身体機能の維持・回復、家事等の訓練を行う。
就労選択支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、就労移行支援または就労継続支援の利用や一般就労を希望する障がいのある人 就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性にあった選択の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、施設や病院から退所・退院した障がいのある人等で、地域生活へ移行する上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な人 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせ、生活能力を向上するために必要な訓練や生活相談を行う。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、一般就労を希望する65歳未満で、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がいのある人 一定期間、事業所内や企業において作業や実習を実施し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労定着に必要な指導等を行う。
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、一般企業等での就労が困難な65歳未満で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人 就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練その他の必要な支援や指導等を行う。
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人で、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人や、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった障がいのある人等 就労の機会や生産活動の機会の提供、一般就労に向けた訓練その他の必要な支援や指導等を行う。

就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 ・生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等の支援を行う。
--------	--

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
就労選択支援	-	8人	9人
	-	34人日	38人日
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練含む	58人	58人	58人
	915人日	915人日	915人日
就労移行支援	39人	42人	45人
	572人日	611人日	653人日
就労継続支援A型	126人	136人	147人
	2,256人日	2,387人日	2,525人日
就労継続支援B型	706人	723人	741人
	11,968人日	12,237人日	12,513人日
就労定着支援	14人	15人	17人

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、企業の障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、受入や職場定着に対する啓発などについて、福祉、労働、教育分野が連携して、就労支援体制の構築に努めます。
- 障がいのある人の雇用促進と収入の安定化を図るため、障害者優先調達法に基づき、市は福祉施設からの優先的な物品や役務の調達に取り組みます。
- 日中活動系サービス（訓練等給付）を行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に60事業所あります。
- 就労継続支援B型は、利用者数に対して各事業所の定員の合計が大きく上回っていた

ため、地域の実情に即した提供体制となるよう、令和2年10月から令和4年3月まで新規指定や定員増を制限する取組が試行的に行われました。令和4年4月からは、新規に事業所の開設または定員増を計画している事業者は、指定申請に当たり事業計画書や市町村の意見書の添付が必要となる取組が始まっています。

- 令和5年12月現在の市内の就労継続支援B型事業所の定員は市内で756人、西部圏域で1,224人となっており、市外の利用者を考慮しても利用者に対する定員数は引き続き充足しています。
- 各事業所には、定員の確保だけでなく、より質の高いサービスが円滑に提供され、もって利用者への支援が適正に実施されるよう、各種通知等について周知するとともに、鳥取県と連携し、事業所への指導等を行います。
- 就労定着支援については、「4 3年後(令和8年度)の目標値の設定」の「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」において、一般就労への移行の目標値が示されており、利用者の確保とともに支援の充実を事業所に働きかけます。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数
自立訓練(機能訓練)	0
自立訓練(生活訓練)	7
就労移行支援	3
就労継続支援A型	10
就労継続支援B型	35
就労定着支援	5

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付・地域生活支援拠点等）

① サービスの概要

サービス名	概要
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人等 ・障がいのある人の理解力や生活力等を補うため、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、障がいのある人（身体障がいのある人は65歳未満か65歳までに障がい福祉サービスを利用したことがある人） ・夜間に共同生活をおこなう住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、施設に入所している障がいのある人 ・主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を整備する。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	11人	12人	14人
共同生活援助 (グループホーム)	193人	206人	220人
施設入所支援	144人	143人	142人
地域生活支援拠点等			
設置か所数 ^{※1}	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数 ^{※2}	1人	1人	1人
検証・検討の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数を推計しました。

※1 設置か所数は、市内全体で面的整備を行ったものとししました。

※2 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みと同数とししました。

③ 見込量確保のための方策

- 地域生活の拠点にもなるグループホームについては、近年、日中サービス支援型のグループホームの新設もあり、重度の障がいのある人が利用できるグループホームは増えつつあります。
- 一方で、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人などが利用できるグループホームについては、利用のニーズを満たせていない状況があります。
- グループホームの整備に当たっては、国が示すグループホームの趣旨を踏まえ、基本的に大規模居住（8名以上）とならないよう留意するなど、家庭的な雰囲気の下で地域との交流、社会との連携の確保などの観点を尊重した整備に努めます。
- 施設入所支援の見込量は、「4 3年後(令和8年度)の目標値の設定」の「(1) 施設入所者の地域生活への移行」における地域生活への移行者の目標値を踏まえることとします。
- 地域生活支援拠点については、現在、緊急時の受け入れ及び対応を行う短期入所の機能があります。今後、拠点としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）をより充実させるため、コーディネーターを中心に整備を進めます。

(参考) 市内事業所等の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数	施設数
自立生活援助	3	—
共同生活援助(グループホーム)	20	52
(うち日中支援型)	(5)	(8)
施設入所支援	3	—

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がいのある人及び児童 障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人や児童の心身の状況やその置かれている環境等を勘案して、サービス等利用計画を作成する。
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に長期入院している精神障がいのある人 住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、居宅において単身等で生活し、地域生活が不安定な障がいのある人 地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、緊急の場合には相談や対応等の支援を行う。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	497人	541人	589人
地域移行支援	6人	9人	12人
地域定着支援	2人	3人	4人

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 相談支援を行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に26事業所あります。
- 障がいのある人や児童それぞれの心身の状況や障がい福祉サービス等の利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所及び相談支援専門員の技能の向上を図り、障がいのある人やその家族等が、適切な相談支援を受けることができる体制整備を目指します。
- サービス等利用計画が必要な人には、もれなく作成されるよう、相談支援事業所の新規設置、相談支援専門員の増員等について人件費を補助する事業を鳥取県と協調して行うとともに、関係事業者等に情報提供等を行います。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数
計画相談支援	16
地域移行支援	5
地域定着支援	5

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(5) 発達障がい者等に対する支援

① 概要

- 発達障がいのある人や児童が、身近な地域で支援を受けることができるようにするための取組を行います。
- 発達障がいの早期発見、早期支援のためには、本人及びその家族等への支援が重要であることを踏まえ、保護者等が、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることで適切な対応ができるようにするための取組を行います。

② 見込量

人＝各年度の人数

事項	6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニング ²² やペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数（保護者） ^{※1}	40人	40人	40人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数（支援者）	8人	8人	8人
ペアレントメンター ²³ の人数 ^{※2}	18人	18人	18人
ピアサポートの活動への参加人数 ^{※3}	20人	20人	20人

※1 米子市こども相談課及び児童発達支援センターあかしやにおいて実施しているペアレントトレーニング講座の受講者数について、現在の実施状況から推計しました。

※2 ペアレントメンター的人数は、ペアレントメンター鳥取に登録している市内のペアレントメンター的人数から推計しました。

※3 発達障がいのある人等に対するピアサポートの活動は、当事者やその家族の団体において実施されているもののうち、本市で把握している活動状況等から参加人数を推計しました。（年間参加実人数）

²² ペアレントトレーニング／保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと。

²³ ペアレントメンター／自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 概要

- 精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 精神病床からの退院については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて地域移行の取組を鳥取県や医療機関、関係事業所と進めています。退院可能な状態にある方について、退院に向けた働きかけを行うとともに、地域での生活のために必要な支援体制の整備や地域での障がいに対する理解を深める取組などを行います。

② 見込量

事項	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がいのある人の地域移行支援	5人	7人	10人
精神障がいのある人の地域定着支援	2人	2人	3人
精神障がいのある人の共同生活援助	65人	69人	74人
精神障がいのある人の自立生活援助	8人	10人	12人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）※宿泊型訓練含む	40人	40人	40人

○現状の実施状況及び各サービスの利用状況等を考慮して推計しました。

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 概要

- 本市では、平成 31 年 4 月に米子市障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制の整備を行いました。
- 地域の相談支援体制の強化については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて、引き続き相談支援事業所への専門的な指導・助言等を行います。
- 鳥取県西部障害者自立支援協議会では、鳥取県西部圏域の相談支援体制の構築のため定期的に連絡会等を実施しています。
- これらの取組を継続することにより、相談支援体制の充実に取り組みます。

② 見込量

事項	6 年度	7 年度	8 年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ^{※1}	249 件	274 件	301 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ^{※2}	16 件	16 件	16 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ^{※3}	24 回	24 回	24 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	4 回	4 回	4 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 ^{※4}			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ^{※4}	12 回	12 回	12 回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	42 機関	42 機関	42 機関
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	12 回	12 回	12 回

- ※1 米子市障がい者基幹相談支援センターにおける実績件数から推計しました。
- ※2 鳥取県西部9市町村で共同実施している相談支援促進研修事業の実施回数から推計しました。
- ※3 鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会（相談支援の充実を図るための連絡会及び支援センター連絡会）の実施見込回数を記載しました。
- ※4 鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会（相談支援の充実を図るための連絡会）の実施見込について記載しました。

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

① 概要

- 障がい福祉サービス等が多様化し、サービス事業所が増加する中で、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市担当者の資質向上を図ります。
- 各事業所が、サービスの提供基準に対する理解を深め、給付費の適正な請求事務を行うことができるよう取組を行うとともに、適正な運営体制の構築を推進することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

② 見込量

事項	6年度	7年度	8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 [※]	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する体制の有無及び実施回数	有 1回	有 1回	有 1回
鳥取県が実施する指導監査及び実地調査への同行率（本市の受給者が利用している施設に限る）	100%	100%	100%

※本市担当課職員の研修受講者数

6 障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

米子市障がい児福祉計画として、障害児通所支援等の見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情等を踏まえて定めるものです。

障がい児福祉サービスについては、障がい福祉サービスと同様に、サービスの利用者のニーズと、サービス提供事業所の種類や事業所数に、需給バランスがとれていない現状があります。

今後、障がい児福祉サービス全体として、障がいのある児童やその家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制の構築について、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい児福祉サービス等について、近年の利用実績の推移を基礎とし、事業所数やヘルパー等のサービス提供体制、サービス等利用計画に基づく決定支給量、当事者団体等からの聞き取り等を通じて得た今後のサービス利用希望の状況等を踏まえ推計したものです。

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

① サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、療育が必要とされる未就学の障がいのある児童 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な児童 障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童 放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練、創作的活動、地域交流の機会等の継続的な支援を行い、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う。
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、保育所や幼稚園等に通う集団生活の適応のための専門的な支援が必要な障がいのある児童 保育所等を訪問し、障がいのある児童本人—またはスタッフに対し、他の児童との集団生活への適応のための訓練や、スタッフへの支援方法等の指導など、専門的な支援を行う。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障害児通所支援を利用する障がいのある児童 障がいのある児童または保護者の意向等を踏まえて、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行う。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	・医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置する。
------------------------------------	---

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	97人	101人	104人
	800人日	815人日	830人日
居宅訪問型児童発達支援	1人	1人	1人
	2人日	2人日	2人日
放課後等デイサービス	315人	325人	334人
	4,397人日	4,529人日	4,665人日
保育所等訪問支援	11人	11人	12人
	12人日	13人日	15人日
障がい児相談支援	133人	147人	162人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (市職員の数)	42人 (5人)	43人 (6人)	44人 (7人)

○令和2年度から令和5年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 令和5年12月現在、障害児通所支援を行っている事業所は、市内に35事業所、障害児相談支援を行っている事業所は、市内に17事業所あります。
- 利用を希望する障がいのある児童一人ひとりが、心身の状況や障がい特性、生活環境等を踏まえた適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図り、支援体制の充実と必要なサービス量の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、近年の事業所数の増加に伴い、利用者数、利用日数ともに利用実績が増えています。
- 一方で、医療的ケア児や重症心身障がい児が利用できる事業所は不足しているため、児童発達支援を含め身近な地域で利用できるよう、運営主体となる法人組織等への協力を呼びかけます。

- 「保育所等訪問支援」については、令和2年度に市内に事業所ができて以降、利用者数は増加してきています。今後も希望する児童が利用できるように、受入れ側の理解促進を図ります。また、米子市こども相談課において、発達支援員等が、障がいのある児童が在籍する保育施設等を巡回訪問し、保育士や保護者への支援を行っています。これらの取組により、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。
- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」については、養成研修の修了者が、市内の相談支援事業所等にコーディネーターとして配置されています。また、市役所内には関係課に4名のコーディネーターを配置しています。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数	
児童発達支援	12	児童発達支援センター1 含む
医療型児童発達支援	1	児童発達支援センター1 含む
居宅訪問型児童発達支援	1	
放課後等デイサービス	19	
保育所等訪問支援	2	
障害児相談支援	17	

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(2) 子ども・子育て支援等

① サービスの概要

サービス名	概要
第1号認定 (幼稚園等)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童 幼稚園、認定こども園で教育を受ける。
第2号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童 保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
第3号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、満3歳未満の児童 保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、小学校に就学している児童 保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童が利用。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
第1号認定 (幼稚園等)	26人	27人	27人
第2号認定 (保育所等)	116人	120人	123人
第3号認定 (保育所等)	7人	7人	8人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	109人	112人	116人

③ 見込量確保のための方策

- 保育所、幼稚園、認定こども園においては、障がいの診断を受けている児童のほか、見守りが必要な児童の受け入れ体制を整えており、今後も障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、子育て支援施策との連携を図り、受け入れを推進します。
- 放課後児童健全育成事業においては、待機児童が発生しており、受け入れの拡大を検討するとともに、支援や見守りが必要な子どもが、放課後を身近な地域で過ごすことができるよう環境整備に取り組みます。
- 医療的ケアが必要な児童の受入れについて、保健、医療、福祉等の関連分野が、共通理解のもと、鳥取県を含め関係機関とともに協働する支援体制の構築を図り、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人や児童、難病の人が、地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会参加の機会の確保を図り、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、さまざまな事業を地域の実情に応じて実施するものです。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 制度の概要

日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行うものです。

② 今後の方針

現在、鳥取県西部圏域の9市町村と共同で、地域支援セミナーとして実施しています。今後も継続して実施するとともに、市のホームページなどを利用し、開催について市民に周知するなど、啓発活動を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

① 制度の概要

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが、地域において自発的に行うピアサポートや災害対策などの活動を支援するものです。

② 今後の方針

現在、この事業により市内にある障がい者団体の一つの活動を支援しています。今後とも事業の周知に努め、障がいがある人が自立した日常生活や社会生活をおくるための自主的な活動を支援します。

(3) 相談支援事業

① 制度の概要

障がいのある人や児童、その保護者や介護者などからの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス利用の支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行い、障がいのある人等が

自立した日常生活や社会生活ができるよう支援を行うものです。

② 今後の方針

現在、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、市内の4事業所に委託し実施しています。

引き続き、地域における障がい分野の相談支援の中核的な役割を担う「米子市障がい者基幹相談支援センター」と計画相談及び一般相談とが相互に連携することにより、本市における相談支援体制の充実と強化を図ります。

そのなかで、賃貸住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により契約が困難な人に対し、入居に必要な調整・相談等の支援を行う「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」についても引き続き実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 制度の概要

本人の権利擁護のため、成年後見制度を利用することが有用な知的障がいや精神障がいのある人に対し、市長による申立手続きとそれに伴う申立費用の助成や後見人等への報酬の助成を行うものです。

② 今後の方針

今後、障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の必要性はますます高くなると見込まれます。

本市では中核機関として、他の機関と連携しながら、身寄りのない人や親族からの支援を望めない人で、成年後見制度を利用することが本人にとって必要であると判断する場合、市長が後見人等の選任を求めて家庭裁判所に申立てを行います。

また、本事業により成年後見制度を利用する際の費用や後見人等への報酬の助成を行うことで、障がいのある人の権利擁護を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 制度の概要

成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための支援などを行うものです。

② 今後の方針

成年後見の重要性が増している状況を踏まえ、委託事業により法人後見制度普及推進研修会の開催や法人後見団体（組織）の立ち上げ支援を行います。

(6) 意思疎通支援事業

① 制度の概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行い、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援するものです。

② 今後の方針

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供として、音声や文字で意思疎通を図ることが困難な障がいのある人への情報保障の取組を推進し、障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で欠かせない意思疎通を支援します。

鳥取県手話言語条例に続き、平成 31 年 3 月に施行した米子市手話言語条例については、本市条例に基づく手話言語に関する施策を推進するため、推進方針の実施状況について検証し、必要な見直しを行います。

また、きこえない・きこえにくい人への手話通訳者や要約筆記者の派遣はもとより、見えない・見えにくい人への代読や点訳等の支援についても検討していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① 制度の概要

障がいのある人や児童、難病の人などに対し、在宅等での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

② 今後の方針

障がいのある人などが、地域生活へ移行するためにも、在宅での生活に必要な用具等の給付を継続していきます。

用具の種目や基準額等については、利用者のニーズや社会状況等を踏まえ、定期的な見直しを行っていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① 制度の概要

きこえない・きこえにくい人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成研修を行うものです。

② 今後の方針

手話奉仕員の養成として、鳥取県西部圏域の 9 市町村で共同委託により実施している

入門課程、基礎課程の研修を今後も継続して行います。

手話奉仕員は、意思疎通支援事業における手話通訳者派遣において、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員も当面派遣することができるとされていることから、手話奉仕員養成研修の受講者の拡大に向けた周知を図ります。

(9) 移動支援事業

① 制度の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出における移動を支援するものです。

② 今後の方針

移動に関わる他の障がい福祉サービスの利用も進んでいますが、余暇活動など社会参加のための利用は、引き続き見込まれます。

一方で、事業所の廃止や職員体制が整っていないなどの理由により、希望どおりに利用できない実態もあるため、安定的な提供体制の確保について関係事業者等と連携して対応を検討します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 制度の概要

障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。

② 今後の方針

現在、市内には5か所ありますが、利用人数の減少などの課題への対応だけでなく、地域活動支援センターが重層的支援体制整備事業のなかに位置付けられていることを踏まえ、地域活動支援センターの役割と機能を整理し事業の見直しを行います。

地域活動支援センターが、障がいのある人の居場所の提供はもとより、余暇活動や地域とのつながりの場となるよう、事業の充実強化に取り組みます。

【その他の事業】

(1) 日中一時支援事業

① 制度の概要

障がいのある人等の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援や障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

② 今後の方針

日中一時支援は、障がいのある人が作業所との併用で利用したり、障がいのある児童が、放課後等デイサービスの利用と併用して補完的に利用するなど、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

利用を希望する障がいのある人や児童が、その障がいの状況や特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、事業所や関係機関との連携を図り、支援体制の充実とサービス量の確保に努めます。

(2) 訪問入浴サービス

① 制度の概要

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供するものです。

② 今後の方針

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、今後も引き続き実施します。

(3) 点字・声の広報等発行

① 制度の概要

文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、市の広報や生活情報など、障がいのある人等が地域生活をする上で必要性が高い情報を定期的に提供するものです。

② 今後の方針

文字による情報入手が困難な障がいのある人等への情報保障の取組として、「広報よなご」をはじめとする市の広報物や生活情報等の点字版、音声版の提供を今後も継続して実施します。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成

① 制度の概要

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成するものです。

② 今後の方針

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、今後も引き続き実施します。

地域生活支援事業（サービスの見込量）

【必須事業】

サービス名		6年度	7年度	8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
相談支援事業					
障害者相談支援	事業所数	4 か所	4 か所	4 か所	
	実利用者数	974 人	982 人	990 人	
基幹相談支援センター	—	設置	設置	設置	
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実利用者数	29 人	29 人	30 人	
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	7 人	8 人	9 人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣	件数/年	1,069 件	1,069 件	1,069 件	
	要約筆記者派遣	件数/年	48 件	48 件	48 件
	手話通訳者設置	設置者数	2 人	2 人	2 人
日常生活用具給付等事業	件数/年	4,492 件	4,843 件	5,221 件	
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数	60 人	60 人	60 人	
移動支援事業	実利用者数	194 人	198 人	201 人	
	延べ利用時間数	9,638 時間	9,638 時間	9,638 時間	
地域活動支援センター	事業所数	3 か所	3 か所	3 か所	
	実利用者数	70 人	75 人	80 人	

【その他の事業】

サービス名		6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	実利用者数	115 人	115 人	115 人
	延べ利用時間数	9,250 時間	9,250 時間	9,250 時間
訪問入浴サービス	利用者数	4 人	4 人	4 人